

第四百十三回国会
衆議院

金融安定化に関する特別委員会議録

第十三号

平成十年九月十日(木曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 相沢 英之君

- 理事 石原 伸晃君
- 理事 藤井 孝男君
- 理事 村田 吉隆君
- 理事 保岡 興治君
- 理事 山本 有二郎君
- 理事 池田 元久君
- 理事 中野 寛成君
- 理事 坂口 力君
- 理事 谷口 隆義君
- 理事 愛知 和男君
- 理事 伊藤 達也君
- 理事 伊吹 文明君
- 理事 飯島 忠義君
- 理事 岩永 峯一君
- 理事 江渡 聡徳君
- 理事 大石 秀政君
- 理事 大島 理森君
- 理事 奥山 茂彦君
- 理事 金田 英行君
- 理事 河村 建夫君
- 理事 倉成 正和君
- 理事 佐田玄一郎君
- 理事 田中 和徳君
- 理事 滝 実君
- 理事 津島 雄二君
- 理事 中谷 元君
- 理事 蓮実 進君
- 理事 宮本 一三君
- 理事 日片 信君
- 理事 山本 公一君
- 理事 山本 幸三君
- 理事 吉川 貴盛君
- 理事 吉田六左門君
- 理事 岩國 哲人君
- 理事 上田 清司君
- 理事 枝野 幸男君
- 理事 岡田 克也君
- 理事 海江田万里君
- 理事 北村 哲男君
- 理事 中川 正春君
- 理事 古川 元久君
- 理事 石井 啓一君
- 理事 上田 勇君
- 理事 大口 善徳君
- 理事 中野 清君
- 理事 西川 知雄君
- 理事 鈴木 淑夫君
- 理事 西川 太郎君
- 理事 西田 猛君
- 理事 木島日出夫君
- 理事 佐々木憲昭君
- 理事 春名 眞章君
- 理事 濱田 健一君
- 理事 笹木 竜三君

出席政府委員

通商産業大臣 与謝野 馨君

内閣審議官 白須 光美君

公正取引委員長 根来 泰周君

公正取引委員長 委員 上杉 秋則君

事務総局経済取引局長 日野 正晴君

金融監督庁長官 五味 廣文君

金融監督庁検査部長 乾 文男君

金融監督庁監督部長 松尾 邦弘君

法務省刑事局長 伏屋 和彦君

大蔵省金融企画局長 岡本 巖君

通商産業大臣官房審議官 網本 巖君

中小企業庁長官 鴛田 勝彦君

中小企業庁次長 殿岡 茂樹君

労働省職業安定局長 征矢 紀臣君

委員外の出席者

参考人 (預金保険機構理事長) 松田 昇君

参考人 (日本銀行総裁) 速水 優君

参考人 (衆議院調査局金融安定化に関する特別調査室長) 藤井 保憲君

委員の異動

九月十日

辞任

大野 功統君

砂田 圭佑君

滝 実君

補欠選任

飯島 忠義君

岩永 峯一君

吉川 貴盛君

奥山 茂彦君

同日

辞任

飯島 忠義君

岩永 峯一君

奥山 茂彦君

目片 信君

吉川 貴盛君

岩國 哲人君

中川 正春君

中野 清君

同日

辞任

大石 秀政君

田中 和徳君

同日

補欠選任

渡辺 喜美君

砂田 圭佑君

同日

補欠選任

大野 松茂君

大野 功統君

滝 実君

大石 秀政君

田中 和徳君

北村 哲男君

岡田 克也君

西川 知雄君

例に関する臨時措置法案(保岡興治君外四名提出、衆法第四号)

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案(菅直人君外十二名提出、衆法第五号)

金融再生委員会設置法案(菅直人君外十二名提出、衆法第六号)

預金保険法の一部を改正する法律案(菅直人君外十二名提出、衆法第七号)

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(菅直人君外十二名提出、衆法第八号)

○相沢委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、不動産に関する権利等の調整に関する臨時措置法案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案並びに保岡興治君外三名提出、債権管理回収業に関する特別措置法案及び金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案並びに保岡興治君外四名提出、競売手続の円滑化等に関する法律案及び預金保険法の特例に関する臨時措置法案並びに菅直人君外十二名提出、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

本日は、各案審査に関し、金融安定化問題等について集中審議を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。河村建夫君。

○河村(建)委員 おはようございます。自由民主

第二類第九号 金融安定化に関する特別委員会議録第十三号 平成十年九月十日

本日、各案審査に関し、金融安定化問題等について集中審議を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。河村建夫君。

○河村(建)委員 おはようございます。自由民主

本日、各案審査に関し、金融安定化問題等について集中審議を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。河村建夫君。

○河村(建)委員 おはようございます。自由民主

本日、各案審査に関し、金融安定化問題等について集中審議を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。河村建夫君。

○河村(建)委員 おはようございます。自由民主

本日、各案審査に関し、金融安定化問題等について集中審議を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。河村建夫君。

○河村(建)委員 おはようございます。自由民主

本日、各案審査に関し、金融安定化問題等について集中審議を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。河村建夫君。

○河村(建)委員 おはようございます。自由民主

党の河村建夫でございます。
宮澤大蔵大臣、また与野野通産大臣、どうも御苦勞さまでございます。ありがとうございます。また政府委員の皆さん、連日御苦勞さまでございます。

さて、本日の委員会の主題、これは長銀、日本長期信用銀行、この問題について集中審議ということであります。与野野の金融再生法案が出そろいまして、先日から調達の議論が行われているわけですが、きょうこの長銀問題を集中審議するという事になったという事は、やはりこの長銀問題が、日本の金融システムを守っていく上で、金融システムの安定化のためには避けて通れない重要な課題である、喫緊の課題である、これは与野野の暗黙の理解というものがこの上にあつてきょうになった、こういうふうには私は理解をしております。

これまでの議論におきまして、我が国の金融システムをどういうふうにするのか、あるいはシステムミックスをどのようにするか、あるいは防いでいくのかといった大局的な見地からの議論は、若干不足しておいたのではないかと、さらにまた私は、それを詰めていく必要があるのではないかと、このように考えておりますから、きょうのこの集中審議というのはそういう意味で私は意義があるものである、こういうふうにおもっております。当面する長銀問題、この問題への対応の重要性というものを、大局的な見地に立つて若干の質問を行わせていただきます、このように思います。

現在、世論調査、世論が求めています小沢内閣への最大の課題は、やはり景気対策であります。日本の景気回復、日本経済の早期立ち直り、このためにはどうしても我が国の金融システムを早く安定化させなければいけない、こういうことになるかと思っております。多額の不良債権という日本経済の血管に取りついたコレステロールを取り除いて、金融機関という経済の心臓部を再生させる、動きを活発にさせていく、そのことによつて日本経済全体に円滑な資金の流れが生じてこなきやいかぬ。

よつて日本経済全体に円滑な資金の流れが生じてこなきやいかぬ。
そのためにどうしても、今国会に与野野が、我が提案をさせていただいておきます金融再生関連法案、この早期成立というものが必要不可欠になつてきておるわけでありまして、ブリッジバンク制度というセーフティネットを持ちながら不良債権の質的処理を総合的に進行、この諸施策を早急に行わなきゃならぬわけでございます。それとあわせて、その前にあるこの長銀問題の早期解決をどうしても図っていく、これが今最大の課題になつてきておるわけでありまして。

これまでの議論といひますか、特に野野の諸兄の議論を拝聴いたしておりますと、この長銀問題を解決して、そして金融システムを回復させようという政府・与野野の取り組みというものが、個別銀行の救済である、もっとわかりやすく言えば、長銀を救う必要はないのだ、長銀はつぶせ、このような大合唱のように聞こえておるわけでありまして、後のことは後のことであろうかというわけにはいかないと思つておるわけでありまして、本当にこれだけの疑念を、私は若干抱いております。

住友信託銀行の合併を前提として、七千五百億円に上る不良債権の処理を行わせることに加えて、いわゆる大きなリストラといひますか、役員員の給与そして賞与の見直し、もちろんこれは役員員の総退陣ということも含んでおるわけでありまして、あるいは人員の削減、海外業務からの全面撤退、本店ビルの売却、こういった徹底的なリストラを行った上で公的資金を注入するという政府・与野野の取り組みというものは、これは長銀という個別銀行の救済策ではなくて、我が国の金融システムを守つていく、あるいは我が国の金融安定化のために実施するのだ、私はこのように考えておるわけでありまして。

大蔵大臣、特にこの長銀問題の本質的なポイント、ややもすると、ただ長銀を救うためにやつておるのだというふうな誤解がまだあるように思つておるわけでありまして、この点について改めて国民の皆様への誤解を解消すべく、そのポイントについてわかりやすくひとつ解説をいただきたい、このように思つておるわけでありまして。

わけでございます。この点について改めて国民の皆様への誤解を解消すべく、そのポイントについてわかりやすくひとつ解説をいただきたい、このように思つておるわけでありまして。

○宮澤國務大臣 我が国の経験したことのない不況からの脱出のために、政府はかねて相当大きな累積的な努力をいたしておるわけでございますけれども、いまだに不況から脱出ができません。ただいまの段階では、来年度における減税あるいは来年度予算の編成に關しまして、既に政府としての方針を明らかにしているところでございますが、同時に、しかしながら、市場経済であります我が国にとつて、金融秩序が正常に稼働していかないという事は、何といつても非常に大きな痛手でありまして、この正常化が景気回復のかぎになるといふところまでは、これは恐らく与野野一致してお考えいただいております。

そのような見地から、私も思つておるわけでありまして、また議員立法も含めましてこの事態に対処する仕組みについて御提案をいたしましたし、また各党におかれても、同じ問題について御提案をいただいております。ところが、同じ問題について御提案をいただいております。ところが、同じ問題について御提案をいただいております。ところが、同じ問題について御提案をいただいております。

その中におきまして、長銀の問題が本委員会におきましてしばしば御議論の対象になつたわけでございます。見ておられますことしの三月、いわゆる資本導入の行われまして、ことしは、長銀の問題というものはほとんど世間で言われたこととはございませんでした。ただ、その後、いろいろの月刊誌等々が口火になりまして、いろいろのうわさをする、そして株価が下落するということがあつたら、いわば突如としてと申しますか、かなり短い期間に長銀の問題というのがこれだけ切迫したことになるいたしました。

これはある意味で、金融でございますので、信用が失われますと急速に事態が展開するということの一つの例であつたと思つておるわけでありまして、長銀としては、恐らくいろいろの方策を考えました上で、住友信託銀行との合併によつて、自行の危機が金融システムの内外への攪乱に発展しないようにということ、住友信託銀行との間に合併の条件あるいはリストラ等の案がただいまネゴシエートされておる、その中で公的資金の導入をある段階では要請したいと言つておられると思つておる。

それで、昨日も御質問にございましたが、どうせこの船は沈んでしまふんだらう、何でそれを救うのかというお尋ねがあつて、私は、恐らくそうでございますし、しかしそれに乗つておる国民、お客さん、これはどうしてはかの船でやばり救わなければならぬ、そうでないと大きな影響がございまして、そういうことを申し上げました。それは比較的の意味でございまして、私どもは、国内の金融秩序ばかりでなく国際的な金融秩序に非常に大きな影響があると実は考えておりましたが、先般来この委員会での御議論は、実は大したことはないんだ、それはむしろ過大に伝えられておるといふ御議論もございまして。

それはいづれにしても起こつてみないことではございませんから、これは申し上げられませんが、日銀総裁はやはり非常に事態を重大視しておられて、しばしばこの席で、国内におけるあるいは外国に對する金融秩序の攪乱、破壊をしておられる、一番、こういうことについて、御専門の方の意見でございますので、私は、やはりこれは大変なことになるのではないかと、申し上げますように、その船は沈むわけではございませんから、その船を助けようということではないことはしばしば申し上げたとおりでございます。

これはある意味で、金融でございますので、信用が失われますと急速に事態が展開するということの一つの例であつたと思つておるわけでありまして、長銀としては、恐らくいろいろの方策を考えました上で、住友信託銀行との合併によつて、自行の危機が金融システムの内外への攪乱に発展しないようにということ、住友信託銀行との間に合併の条件あるいはリストラ等の案がただいまネゴシエートされておる、その中で公的資金の導入をある段階では要請したいと言つておられると思つておる。

○河村(建)委員 今、官澤大蔵大臣からの説明で比喩を使ってお話しになりましたとおりであります。私は、そういう説明であれば国民は必ず理解されるというふうに思うわけでありませう。単なる一般の企業の倒産、これもあつてはならないこととありますが、特に金融機関、特に大手金融機関の破綻というものは、これはなかなか計測し難い大きな影響があるといふことは、はかり知れない大きな影響があるといふことは、我々も予想がつくわけでありませう。そして、その結果はより出されるもの、それは救つていく、これはやはり政府として当然の責務でなければいけない、このように思うわけでありませう。政治の責務として私はそれをやつていくべき、大臣のお話、まさにそれとおりでだといふふうに理解をさせていただきます。

そして、この長銀の問題というのは金融システムに影響する、これは当然のこととありますが、これだけじゃないわけでありまして、昨日も官本委員が触れておられました、長銀の規模というもの、これは非常に大きいものがあるわけでありまして、拓銀のほば三倍に匹敵すると言われているわけでありませう。

平成十年三月末の長銀の貸出金の残高が約十五兆七千七百億、貸出先数を見ると、大企業が千四百五社、中堅企業が千三百五十六社、中小企業は三千九百七十八社に上つておるわけでありまして、長銀に万が一にも不測のことがあれば、これらの企業にすべて影響をする、企業の資金繰りを初めとして非常に大きな問題が起る、経営悪化、連鎖倒産、こうした大きな影響が心配をされる、必ずそういうことが起るであらうことは想像にかたくないわけでありませう。

ジャーナリズムあたりは、不測のことがあれば恐らく千五百社の企業が倒産するのではないかと、センセーショナルに書いておられるところもございませう。これはそのとおりとは言い切れない点もあろうかと思ひますけれども、このぐらゐ大きな影響があるんだと考へて私は間違いないといふふう

うな気がするわけでありませう。

きょう通産大臣にわざわざお越しをいただきましたが、連鎖倒産あるいは中小企業の経営に与える影響の大きさといふものを考えますと、当然、これから長銀に不測の事態が生じないようにしなさいかぬといふこと、政府もこれに対応していかぬといふこと、当然のことだと思ひますが、大臣としての御見解はいかがでありませうか。

○与謝野國務大臣 大変大きな金融機関が破綻をするといふことの悪影響は、またそれによつて生ずる社会的不安といふのは、与野党を問はず大変心配され、最善の方法はどういふことかといふことを御議論されておられるのだと私は思ひ思つております。

そこで、通産省は産業を所管する、そういう立場から申し上げますと、不良債権問題以前に、日本の企業といふのは全体としてこの不況の中で仮にえいであるわけがございませう。そういう中で仮に大きな金融機関が破綻をするといふことになりませうと、もう直ちにわかりませうことは、今先生は実際に取引先の企業の数をおっしゃつておられた方が、数千社、そしてまた数千社の中で雇用の場を持つておられる方といふのは何十万人といふ方が恐らくそこで働いておられると思ひわけです。仮にそういう金融機関が破綻をいたしますと、その中小企業を含めた企業自体も苦境に陥ります。またそこで働いておられる方もそれによつて困難に直面をするといふことで、中小企業を初めとした企業の経営自体に直接的な影響が出るというところは、北海道拓殖銀行の例で見られますように明らかになつてございませう。

拓銀の場合には、残念ながら、通常ですと倒産しなくてもいい中小企業が倒産といふことになつたケースも私は聞いておられますから、こういう大きな金融機関の破綻と企業の経営といふものを、真剣にこの委員会で御議論いただいでいるものと私は確信をしております。

そのほかの影響としては、破綻した銀行そのものばかりでなく、そういう大きな銀行が破綻する

ことによつて与える他の金融機関に対する実質的な影響あるいは心理的な影響といふものもはかり知れないわけがございませう。むしろ金融機関はますます萎縮をして、貸し渋り等がさらに深いものになつてまいると私は思ひます。それだけの金融機関が将来に対して不透明感を持つて経営に当たると思ひますので、企業側としては大変不自由なことに、また非常に厳しい経営環境に遭遇すると思ひわけがございませう。

それから、仮にそういう大きな金融機関が破綻いたしますと、株式市場にも影響が出るというところは当然予想されるわけがございませう。そうなりませうと、やはり金融機関やその他一般企業が保有しておられます株式の評価益といふものは落ちるわけがございませうから、それだけ経営の機動性といふものが失われていくといふふうに私どもは考へております。

また、日本の金融機関、これは海外でも資金を調達しておりますから、仮に大きな銀行一つが破綻をしますと、海外の市場では日本の金融機関全体に對してある種のプレミアムをかけたかといふことは、過去にもそういう事例があつたわけがございませう。そういう意味では、日本全体の財布としては富が流出するといふことになつておるわけがございませう。

また、日本の企業は海外の市場で社債といふものを発行しておりますが、社債の発行条件といふのは、その企業の格のみならず日本全体の経済の状況を背景にして金利水準が決まってくるわけがございませうから、仮に日本の企業が海外で社債といふ形で資金を調達した場合には金利コストが高くなつて、その分また日本の富が海外に流出するといふことで、私どもとしては本当に折るような気持ちで、大きな銀行が破綻しないといふことを祈つておるわけがございませう。

もちろん、この委員会でも深い議論をされたと思ひますが、資本投入に当たつてはもろもろの原則はあるのだらうと思ひます。それは、先ほど先生がおっしゃつていたリストラの問題しかり、株

主の責任の問題しかり、経営陣の責任の問題しかり、そういう問題をクリアしていただいで、ぜひ大きな金融機関が破綻しないような方向で物事を進めていただく、それが中小企業を初めとした企業経営を守り、またそこで働いておられる方々の雇用の場を守る、そういう点では、ぜひ与野党を通じて大きな社会問題としてお考えをいただければと私は思つております。

○河村(建)委員 今、与謝野大臣から、大きい銀行の破綻の影響、国益にも大きくつながら問題だといふ御指摘があつたわけでありませう。私も全く同感でありませう。またさらに加えて、日本全体における心理的影響といふものは、あるいは企業に及ぼす影響、それははかり知れないものがあるといふふうにご感ぜられておるわけがございませう。また、大臣もちょっとお触れになりましたが、雇用の問題についてでありませう。

長銀自身でも約三千五百人の行員数がおるわけでありませう。先ほどの連鎖倒産の発生あるいは融資先企業の経営悪化、そうしたものでそれらの企業の従業員にも大変大きな影響があることは想像にかたくなありません。いわゆる大量の失業あるいは給与所得の低下、こういう問題も起ります。マスコミ、特に週刊誌あたりはこういうものを非常にセンセーショナルに取り上げておる面もありませう。仮に大手銀行、いわゆる都市銀行クラスといひますか、そういう大きい銀行が破綻した場合には失業者が九百万人に及ぶのではないかとこの統計を出している、そういう数字も出ておるくらいでありませう。

昨日、連合会長がセンセーショナルの定期大会でございませうとされている記事がございませう。長銀への公的資金注入問題については、「雇用問題の解決には金融システムの安定化が条件となる。我々の雇用に影響がないように、国民が納得できる形で公的資金についても検討すべきだ」、こういうふうにご述べておられるわけがございませう。このこともこの問題の大きさを象徴しておると私は思ひわけがございませう。

このような雇用に与える影響という面からも、政府は当然この問題に適切に対処しなければならぬわけであり、特に雇用の問題という点とあり、また、労働大臣の御出席をお願いしたわけであり、所管の委員会と質疑時間が重なっておるといふことで政府委員がお見えでございます。大臣の方には政治家の見地からこの問題に対することをお聞きを申し上げておりますので、そのことも含めて、ひとつ大臣の回答をいただきたいと思っております。

○征矢政府委員 答えたいします。

先生御指摘のように、大きな金融機関が破綻した場合、その本体の従業員はもちろんでございませぬが、連鎖倒産により中小企業等を含めた雇用に与える影響の大きさ、これは非常に大きなものがあることは事実でございます。私どもの今までのさまざまな経験からして、そういう事実はあるかと思っております。

そうした観点から見た場合に、私どもは雇用問題を扱っております。雇用対策を担当する立場でございますから、そういう立場から申し上げられることは、やはり破綻に至る前に可能な限り適切な措置がとられることによりまして、雇用面への影響ができるだけ少なくなる、そういう対策がとられることは大変重要であるというふうに考えております。

○河村(建)委員 ところで、時間も迫ってまいりましたが、いま一度確認をしながらの御答弁ですが、私はそういう今までの大臣からの御答弁を聞きながら、この長銀問題解決というのにはあらゆる面で非常に大きな問題だ。にもかかわりませず、野党案では、長銀問題解決の前提となる金融安定化緊急措置法の廃止が盛り込まれておられるわけでありませぬ。

私は、今の我が国の金融の不安定な状況というものをお聞きがみますと、この長銀問題に例を見るような、いわゆる金融危機につながりかねない問題を未然に防止するということは、これは国策として、また国益の観点からも非常に重要なことだ

というふうに思われるわけでありませぬ。この金融安定化緊急措置法の重要性、必要性は高まっている。私はこのように認識を立っておりますわけでありませぬが、大蔵大臣のお考えは、いかがでありませぬか。

○宮澤国務大臣 この点を含めまして、与野党の間でどういふ解決策がベストであるかという御討議が行われているように承っておりますので、全体の御討議の内容を承らずにこの点だけについて意見を申し上げることは慎みたいと思っておりますが、私どもの本来の考えでございますと、ここにこれだけの国の費用が準備されておいて、これは十七兆の方も十三兆の方もございませぬけれども、こういうことがあるということがやはり一つのまず安定要素でございます。いざとなればこれが発動できるということが安定を確保する上で大切なキーになっておるといふふうに思っております。

ただ、この委員会でも、従来、非常に大きな金でございますがゆえに、ディスクロージャー等を含めまして、その支出の意味が国民に対して明快でなければならぬ、また、事がそのように立ち至ったことについての責任の追及に対しても怠りがあつてはならないという御指摘がありまして、それはまことにごもっともなことだと思つて、私は承っております。

○河村(建)委員 宮澤大蔵大臣、非常に慎重な言い回しをされましたけれども、その中にも私は、この金融システムの安定を守っていくということと、また、そのとげになる長銀問題、これは何としても解決をしなければいけないという御決意をうかがい知つたわけでありませぬ。

これまでの議論を含めて、破産金融機関を対象としてのいろいろな議論、各党の違いというものを、これは輪郭が出てきておるといふふうに私は思つております。ブリッジバンクの活用の問題あるいは金融再生委員会の設置の問題等々、ある意味では技術的な問題でございますか、この差を詰めていくことができる問題だというふうに感じられるわけ

でありませぬが、今、当面、我々の課題は、そうした個別問題で各党の違いを浮き出させてそこでちようちよはつしというところじゃなくて、もうこの時期になりますと大局的な見地から、特に金融システムの安定という大きな一つの目標に向かって、我々は国民の負託を受けている国会としてやはり明確な、そして素早い合意形成を図つていかなければいけない、こういう時期だというふうに私は思つておられます。

長銀問題の処理あるいは金融再生法案、これから最終的な議論に入るわけでありませぬが、一面、各党間でこの問題について真摯な取りまとめを行つておられるように聞いておられるわけでありませぬが、この問題は与野党が一体となつて、やはり金融システムの安定を最優先にしたこの国会審議の中で、我々国会全体がマーケットあるいは世界から注視をされている、そのことを考えながら、これは時間が急ぐわけでありませぬから、スピードといたことが問われておられるわけでありませぬから、このスピードとの戦いに勝ち抜いていかなければいけない、もうこういう時期にきているというふうに私は思つておられます。

住専の問題のときもそうであつたわけでありませぬ。確かにいろいろな反対意見もあつたし、野党の座り込み反対ということもあつた。しかし、政府は決断を持ってこれをやりました。これが今実際に住管機構で行われて、中坊コイルになつて、これはやってもらわなければ困るんだ、頑張つてくれ、こういう声になつておられることを考えますと、私は、十分国民の理解というものを得られる形をとる、もちろん当然そういうことであります。それが、それをやりながら、政治決断によつて今回のこの長銀問題を一日も早く決着をつけて、そして総合的にいわゆる金融システムを守る仕組み、早急にこれに対応していくことが喫緊の我々に課せられた重要な課題である、このように理解をし、また、大蔵大臣のひとつ積極果敢な取り組みを心からお願ひを申し上げまして、質問を終わりたいと思つておられます。

○相沢委員 長 次、上田清司君。法務大臣がおいでになっておりますので、順番ではありませぬが、お時間があるかと思つて、早速幾つかお尋ねをしたいと思います。まず、一般論でございますが、仮にA社がB社に一千億の貸し付けをしておられる、そしてまた二百億の追加融資をしたといたします。ところが、このA社が、間もない時期にこの一千二百億を債権放棄したとします。そうすると、追加の二百億は債権放棄をする間際となりますので、これは考えようによっては特別背任罪に当たるのではなからうか。一般論として、まず法務大臣として、こういう場合に、とりわけ融資するときに、返済能力が日社になつた場合に限り、あるいはそこはまた調べようもあるかもしれませんが、いずれにしても、追加融資をして下さる債権放棄をするような場合には、これは特別背任罪に当たるのか当たらないのかを、まず一般論としてお伺ひたいと思つておられます。

○中村国務大臣 お答えいたします。委員の御質問された趣旨はよくわかるのでございませぬが、法務省は起訴をする立場でありませぬ、証拠と法律に基づいて起訴をして、最終的に

○相沢委員 長 これにて河村君の質疑は終了いたしました。

○相沢委員 長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。各案審査のため、本日、参考人として預金保険機構理事長松田昇君及び日本銀行総裁速水優君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じませぬが、御異議ありませんか。

○相沢委員 長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○上田(清)委員 民主党の上田清司でございます。御苦勞さまで。

○相沢委員 長 次、上田清司君。法務大臣がおいでになっておりますので、順番ではありませぬが、お時間があるかと思つて、早速幾つかお尋ねをしたいと思います。まず、一般論でございますが、仮にA社がB社に一千億の貸し付けをしておられる、そしてまた二百億の追加融資をしたといたします。ところが、このA社が、間もない時期にこの一千二百億を債権放棄したとします。そうすると、追加の二百億は債権放棄をする間際となりますので、これは考えようによっては特別背任罪に当たるのではなからうか。一般論として、まず法務大臣として、こういう場合に、とりわけ融資するときに、返済能力が日社になつた場合に限り、あるいはそこはまた調べようもあるかもしれませんが、いずれにしても、追加融資をして下さる債権放棄をするような場合には、これは特別背任罪に当たるのか当たらないのかを、まず一般論としてお伺ひたいと思つておられます。

○中村国務大臣 お答えいたします。委員の御質問された趣旨はよくわかるのでございませぬが、法務省は起訴をする立場でありませぬ、証拠と法律に基づいて起訴をして、最終的に

それが犯罪であるかどうかという判断をするのは裁判所でございます。ですから、今非常に複雑な前提を置かれたものですから、その前提に基づいて、細かいその状況がわからないままにこれが起訴に当たるとか何とかいうのは、なかなかお答えできることではないということを御理解いただきたいと思うのです。

ただ、一般論とおっしゃいましたので、一般論として、これは御存じのことだと思いますが、取締役等が自己もしくは第三者を利し、または会社を害せんことを図り、会社に財産上の損害を与えてということになれば、商法四百八十六条の特別背任に当たるといふ一般論は申し上げられますが、こういうケースについて一つ一つお答えすることは、能力もないし適当でないと思っております、よろしくお願ひします。

○上田(清)委員 ありがとうございました。法務大臣、お忙しい貴重な時間だと思っております、どうぞ御退室されても結構でございます。ありがとうございました。

それじゃ、具体論に関しては政府委員の方にちょっとお伺いをさせていただきますかと思っております。

既に資料を配付させていただいておりますが、その資料の部分で、日本ランディックという、これは長銀関連会社でございます。これは三月末の長銀の借入金金が八百六十九億と出ておりますが、まず金融監督庁にお伺いしますけれども、けさ調べていただきましたという旨を申し上げましたので時間的に苦しかったかと思いますが、現在の長銀の日本ランディックに対する残高は幾らになっておりますか。

○日野政府委員 お答えいたします。

ただいま資料としてお配りされたものは、これは九五年三月期の決算のものでございまして、御指摘のように八百六十九億円でございまして、本年三月期は、資料として提出されておられると思っておりますが、八百二十九億円でございまして、それから、九年、ことしの七月現在では千六百三十三億円という

ことになっております。

○上田(清)委員 ありがとうございます。

ことしの三月期には八百二十九億で、ことしの七月には千六百三十三億。これは、実は先日、同僚議員の仙谷議員が八月三十一日に若干の質疑をしたのですが、大野木参考人の方から、六月の状況でランディック自体が非常に資金繰りが苦しくて、「結局私どもからの融資に頼らざるを得なくなつた」ということで、暗に、この八百二十九億に約二百三十億ぐらいをつけ足して追加融資をしたということをおられますが、まさに、この六月の苦しい時期から、そして八月の二十一日にリストラ計画をなさっておられますから、極めて期間の短い時期に追加融資をされて、それが実は債権放棄になつていくという形をとっておりますので、具体論からいくと、まさにこういうのは特別背任罪に当たるとはなからるか、私はこんなふうに考えるのですが、長官、いかがでございますか。

○日野政府委員 個別の問題でございまして、この内容を精査いたしませんとお答えはなかなか難しいかと思ひますが、一般論として申し上げますと、仮に今、債務者に対して増加の融資をするという、仮に今、債務者は、直ちに特別背任罪にはならないのではないかと思ひます。

○上田(清)委員 その部分は当たり前のことであります。追加すること自体で背任罪になるというたら融資の追加はできませんから、それはもう自明の理をわざわざ言われることはないと思ひます。

長官、では、八月二十一日に長銀がリストラ計画を出されたわけでございますが、このリストラ計画の検討はいつの時期から、そして役員会で最終的に決定したのはいつでございますか。概略でも結構でございますか。

○日野政府委員 お答えいたします。

住友信託銀行との合併の検討を開始いたしましたのは六月二十六日、これは発表されております。八月二十一日に公表されたリストラ策は七月

下旬ごろから検討を開始いたしました。八月二十一日の取締役会で正式に決定されたものというふうに聞いております。

○上田(清)委員 だからこそ私は、特別背任罪の可能性が高いということをお申し上げしているわけでありませぬ。

今言われましたように、追加融資をされたのが六月。そして合併構想の話が出たのが六月二十一日。そして七月の下旬からこのリストラ計画、債権放棄も含むリストラ計画が検討されてきた。これは完全にわかつたことじゃないですか。わかっていることをそのままにして追加融資をして、そして債権放棄するという形になれば、これは完全な特別背任罪なんじゃないですか。

○日野政府委員 お答えいたします。

このリストラ策は、長銀の日本ランディックに対する債権の放棄だけを検討していたわけではございませんで、たくさんいろいろな策が盛り込まれておりました。その中の一つとして、今取り上げられておりますこの債権の放棄が八月二十一日になって決定されたというふうに承知しております。したがって、貸し出しを増加するそのあたりに既に放棄を決定していたというふうには、ちょっと考えがたいところでございます。

○上田(清)委員 どうしてそういうことがわかるんですか。聞いたんですか、長銀にそういうことを。

○日野政府委員 先ほども申し上げましたように、もろもろの策がいろいろたくさんございまして、これはリストラ策の一端として検討されていたわけでございます。八月二十一日に正式に決定されたというところでございまして、やはり長銀の意思決定はこの八月二十一日になされたというふうに理解すべきものではないかというふうに思ひます。

○上田(清)委員 不良債権の個々の部分についての放棄の審査そのもの、そういうものは二十一日にすべて一括的にできるわけじゃないですね。当然、長い時間をかけて、それぞれ個別に精査され

たわけでありませぬ。

今長官が言っておられます一つ一つ、議事録に残ります。いずれ大なり小なり法的な措置がされますから、そのときに、長官の議事録は歴史に刻み込まれますから、一つ一つ長官の発言、答弁も議事録に残り、多くの銀行の方々も、金融庁の検査が信用できるのかできないのかということも含めて、それぞれこれら銀行同士の合併等がいれば金融再編成の中で行われるというふうには私に思っておりますので、議事録がどんどんどんどん精査されておきますから、そのことを意識して、合併構想に水を差すことがないように私はお願ひしたいというふうに申し上げたいと思ひます。

それでは、次に移らせていただきます。

監督庁の長官にお伺いしますが、今回の十九行の検査は何を目的とされているのか。これは、答弁の中で通常の検査などと言っておられますけれども、通常の検査といえれば、これは定期的に行う通常の検査の意味で言っておられるのですか。それだったらそれで、いつの前があつて、現在は、どうだということをお伺いしますが、これは長官は知らなくとも結構でございますが、まず、通常の検査なのか特別な検査なのか、長官、お願ひいたします。

○日野政府委員 お答えいたします。

この主要十九行に対する検査につきましては、七月二日の金融再生トータルプランにおきまして、緊急の対応として金融監督庁は日銀と連携しつつ、主要十九行に対し集中的な検査を実施するということが盛り込まれました。これを受けまして、本年三月期の自己査定結果の報告を踏まえて、自己査定の正確性、引き当て、償却の実施状況について実態把握をするために、七月半ばから検査を開始したところでございます。

○上田(清)委員 それは金融再生トータルプランを受けてという意味でございますか。

○日野政府委員 今お答えいたしましたように、私もどもいたしましたは、金融監督庁が六月二十二日に発足いたしました。検査というのは、金融

監督庁の大変大事な業務でございます。これは、従前、大蔵省金融検査部が行っておりましたことを単に引き継いだというだけではないに、これから金融監督庁が検査を通じて金融行政をしつかりやっていくというのを眼目にまず据えたわけでございます。それがちょうどこの七月二日の金融再生トータルプランの中にも盛り込まれたということ、両者相まちなして今回のこの検査ということになったわけでございます。

○上田(清)委員 それでは、スケジュールをお聞きしたいと思いますが、現在、七月十三日に日本長期信用銀行が十五人の体制で始まり、七月二十四日から、第一勧業、富士、日本興業銀行、日本債券信用銀行、安田信託銀行、東洋信託銀行、中央信託銀行、住友信託銀行、始まっているわけでございますが、これは終わるところと終了予定の日程というのはわかっているのでしょうか。

○五味政府委員 ただいま挙げられました七月の十三日あるいは二十四日に立入検査を開始いたしました銀行のうち、現在、立入検査が終了して、内部での検査結果の取りまとめ並びに精査を行っている銀行がございます。

申し上げます。まず、八月二十七日に日本興業銀行と中央信託銀行、この二つの立ち入りが終了しております。それから、東洋信託銀行が八月二十八日に立ち入りが終了しております。それから、住友信託銀行が八月三十一日に立ち入り終了でございます。それから、九月二日に立ち入り終了した銀行を申し上げます。第一勧業銀行、富士銀行、安田信託銀行、こういうことになっております。

以上でございます。

○上田(清)委員 ありがとうございます。そうしますと、立ち入りが終わっていないのは日本長期信用銀行と日本債券信用銀行、この二行だというふうに理解してもよろしいですね。この二行については、終わる予定はいつですか。

○五味政府委員 立ち入りの終了の予定が今の時点で何日ということをお知らせされる状況に

ちょっとございませぬ。いずれも、予定という意味ではぼつぼつ終わってはいはしないと思っておったのですけれども、ちょっと事務量がかさんでおりまして、どちらもうしばらくかかるのかなという感じがございませぬ。

日本債券信用銀行につきましては、そうはいいまして、三ヶ月の自己査定状況をチェックするということをやっておりますので、長期信用銀行のような、その後の状況もできるだけ把握するというような話とはちょっと違っておりますから、そう遠からず立ち入りが終わられるのではないかとこのように考えておりますが、ちょっと日付までは今のところ申し上げられない状況でございます。

○上田(清)委員 岩國議員も申し上げられましたけれども、大体、検査をするとき、予定終了日がある程度想像しながら行くのが筋だと思っておりますが、ずっと一貫してそういう御答弁をされておられませんので、こういうのも非常に不信を買ってしまうというふうにぜひ理解していただきたいと思っております。

それで、長銀に関しては、やはり超過債務なのではないか、実質的に破綻しているのではないかという議論が、けさ朝日新聞の論説委員の方が頭取代行の方のインタビューの後で述べておられるのですが、何か確かな数字を持っておられるようなニュアンスで書いておられます。

改めて申し上げますが、先ほど渡しましたメモでございますが、これはきのう若松議員が使われたものであります。もう一度確認していただきたいのですが、今長銀本来の自己資本が六千五百七十二億、それに公的資金の優先株が一千三百億入って、そして不良債権の償却七千五百とすれば、この公的資金分をもし除けば、長銀本来の自己資本は二百七十二億しかない。公的資金を入れても一千五百七十二億。これは単独、連結でない部分でありますけれども、とにかく一千五百七十二億円しかない、償却後の自己資本が、先ほど

の資料を見ていただきたいのですが、調べてまいりますと、一兆一億からの長銀の貸し付けが残っております。そうしますと、どう見ても実質的にこの長銀というものは債務超過じゃないかというところを我々としては強く申し上げたいのです。

長官、改めてこの件についてお伺いしますが、そうした関連九社の、関連会社は百社ぐらいあるんですよ、しかし、きちっと表に出た数字の上位の十四社のうち、我々が九社を精密に調べただけでも一兆一億あるという現実について、感想も含めて、これがいかにげんな我々の精査なのか、それとも大方のところについては理解できるというのでしょうか。同じような判断を持っておられる、このような判断の中で、しかしその上でどういう判断を長官としてされるのか。

我々は、この関連の上位の十四社、なかなか詳しく調べた九社だけでも一兆一億になるとその部分を考えれば、明らかに債務超過の状態だということを言わざるを得ないということを再度申し上げますけれども、いかがですか。

○日野政府委員 お答えいたします。たびたびお尋ねがございまして、いつも何か同じような御答弁で大変恐縮でございまして、私どもが今長銀が債務超過であるかというふうに聞かれた場合に、その根拠となるのは何かということでございますが、まず第一に、これは当委員会にも提出されております長銀の自己査定、それから、それに対する日銀が行いました五月から七月までの調査の実施ということでございます。もちろん私どもは、今現在長銀に対してその自己査定を中心として検査を鋭意やっております。その検査の結果を、今私も首を長くして待っているという状態でございます。

委員は、今、一兆一億の債権があるではないか、こういうふうにお尋ねでございます。これは、バランスシート上はいずれも借方に属しているわけでありまして、資産でございます。ただ、この資産が要するにどのくらい目減りとい

か、劣化しているといえますか、あるいは償却すべきであるか、あるいは引き当てるべきかということをお尋ねしているわけでございます。これが全部が私どものまま借方に残るとはもろろん考えておりません。ただ、どのくらいここから減っていくのかということをお尋ねも鋭意検査している最中だということをお尋ねを、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

○上田(清)委員 なかなか正直に言っていただけではないような感じがいたしますが、官澤大蔵大臣、恐縮ですけれども、この資料を見て、関連のノンバンクを中心とする上位十四社のうち、我々は九社しか調べることができませんでしたが、この部分についてはこれだけの借入金がある。しかも日本リースあるいは日本ランディック、エヌイーディー、これに関してはほぼ全額債権放棄するというような状況になっていることをかんがみれば、他社に関しても同様なことを我々は考えざるを得ない。

そういう判断のもとにこの資料を提出しているわけでございますが、大蔵大臣として率直にこの長銀の状況について、大変御心配をされておられる。しかし債務超過じゃない、このような御答弁が一般社会で本場に通るのだからか、私どもは常にそう思っております。改めて大蔵大臣の率直な御答弁をお聞きしたいと思っております。

○官澤國務大臣 この資料は、いつ現在でございますか。

○上田(清)委員 三月末です。

○官澤國務大臣 今年ですか。

○上田(清)委員 それぞれちょっと違いますけれども、ここに、一番左側に決算期を入れてあります。大きく数字は変わっておりませんが、ことしの三月と。

○官澤國務大臣 そうでございますか。

この資料を別に云々するつもりはございませんけれども、私は直接銀行の内容を存じませぬので、監督庁長官のおっしゃるとおりであろうというふうにかねて考えております。

○上田(清)委員 なかなかこれは進みません。それじゃ、きょう、佐々波委員長の欠席の理由は何ですか。私のときだけいつも欠席されますが。

○相沢委員 だれ。

○上田(清)委員 預金保険の理事長に聞いてください。

○相沢委員 預金保険機構理事長、どうぞ。

○松田参考人 私がそのお答えをするのが適当かどうかわかりませんが、私が知っている限りでは、よんどころない事情があつて御欠席になる、このように聞いております。

○上田(清)委員 私が聞いたところでは、十四時から、午後二時から教授会があるので欠席だということですが、午前中教授会がないので、何で出られないんだらうというのが私の率直な感想であります。

そうであれば、この審査委員会というのは、構造上かなり問題があるというふうにおぼざるを得ません。非常勤で三人の有識者が構成されている。なおかつ委員長と委員長代理も占めておられる。まさにお三方の非常勤の有識者によって、この委員会のまさに骨格部分が成つていて、この委員会のまじりかたが、しかし、こうした一兆八千億という国民の税金から成る資金を投入した審査の状況について質疑をする場合に、このお三方どなたも出られない。そういう方で本国民の大事なお金の配分を決定したり、審査を徹底することができるといふ率直な思いが私にはあります。

宮澤大蔵大臣は、このときに現職の大蔵大臣でありませんでした。しかし、今、現職の大蔵大臣として、構造上の欠点があるのじゃないかというふうには私には思いますが、これについての御感想はありますか。

○宮澤國務大臣 どのように議事を進めておられるのかよく存じませんので、正確に申し上げられませんが、人事につきましては国会の御承認をいただいておりますので、間違いない方

がお務めいただいていると思っております。

○上田(清)委員 大蔵大臣も御承知のように、佐々波委員長が最初に九月一日に御登壇いただきまして、仙谷議員の質疑の中で、個別の内容については私自身は承知していませんという非常に衝撃的な答弁をされた経緯がございます。いかにこの審査委員会の権威を損なう発言だったというふうには私は思っておりますが、翌日にまた岡田議員の質疑の中で、個別銀行ではなくて個別企業を見ていないということ、答弁の訂正をなされたということも不見識の至りだというふうには私は思っておりますが、このような委員会の性格も、何回かの議論の中で出てまいりました。

昨日も、佐々木憲昭議員と大蔵大臣とのやりとりの中で、大蔵大臣は、個々の書類は下が見ていきます、下の調べがきちんとしておれば私はいくらでもよろしいと思っておりますというふうなことを言っておられました。この前後を読み上げるには少し時間がかかると思いますが、下を信頼して、下の方できちんと調べていけばよろしいのだというニュアンスでございます。

しかし、私どもは、実は大蔵委員会、この審査委員会の性格あるいは審査委員の選任のあり方も含めて、御多忙な方は難しいのではなからうかというふうなことも、私も申し上げたこともございませぬ。超多忙な方を審査委員にしても、実際の審査をする時間がないのではなからうかというふうなことを申し上げておりましたが、そういうことはありませぬというふうなことも言っておられました。し、それから、佐々木議員が取り上げられましたように、当時の山口公生銀行局長も、下から上がってくるものを、はいそうですよということではしませんが、一つ一つ審査をするということをきちんと答弁をされております。

このことで私は議事録を精査しましたら、やはり昨日の大蔵大臣の答弁は山口前銀行局長の答弁と明らかに違ふ、こう思わざるを得ません。大

臣、先ほど私が申し上げました大臣の答弁の、審査について、少なくとも銀行のバランスシートぐらいは見るとか、その程度の審査はあるべきだというふうには思いますが、日銀総裁からの御報告、大蔵大臣からの御報告だけで、それでよしというふうな考え方でよろしいのでしょうか。

○宮澤國務大臣 私は、どういふふうな現実に審査をなさっておられるかはもとより存じませぬけれども、非常な重層的な仕組みのもとに専門家が資料を調べ、専門家としての所見を出し、それの上に報告をして、委員の方々がその上で御判断をなさる仕組みであらう、大抵の組織はそうなっております。

したがって、一々書類を、もとに戻って一つ一つ委員が一人一人ごらんになるというふうなことがなければ、その審査は実はずさんであるとか余り信用できないとかいふことになりますと、大きな組織でも持てません。そのために、重層的な組織で、専門家が資料を調べ、自分としての結論を上の上部組織に申し上げて、それで上部組織が判断する、私は、その仕組みそのものに間違いがあるとは思っておりません。

○上田(清)委員 それでは、最終的に銀行のバランスシートあるいはそれに関連する何らかの各行の状態についての書類ぐらいは見るといふふうにお思いでしょうか。それも見なくてもいいというふうな考え方でしょうか。

○宮澤國務大臣 現実の審査の仕組みを私存じ上げませぬので、具体的に申しかねますけれども、ポイントとなる点は委員はやはりごらんになつておられるであらうというふうには思っています。

○上田(清)委員 松田理事長にお伺いしますが、ポイントになる点は見られたのでしょうか。

○松田参考人 当審査委員会の要旨と申しますか、それは言うまでもなく、法と審査基準に沿う申請であるかどうか、それが中心になるわけでございます。その中に一つ、事実関係の正確性をどう担保するか、吟味をするかということがございます。

前々から申し上げましたように、まず事前準備として、委員長から検査や審査の権限をお持ちの日銀総裁と大蔵大臣に、事実関係について誤りがないかどうかお確かめをいただきたいという要請を出しまして、それを受けて、大蔵省、日銀において専門家を動員して、各申請行からラインシートを相当量取り込んで、それで精査をして、その結果を、審査会の席上でメンバーの一人である責任者としての大蔵大臣及び日銀総裁から事実関係についての御意見をいただいて、それをもとに健全性計画の中にある不良資産の引き当て方針とか、その他財源の問題とか、そういうものを検討いたしました。それで決定を見た、こういう事実関係にございませぬ。

○上田(清)委員 理事長、それでは各行の金利差、優先株の額、あるいは永久劣後債の額、永久劣後ローンの額、あるいはまた配当のパーセンテージ等は、だれがどのようにして決めたのですか。

○松田参考人 委員御指摘の発行条件といひますか、どういふ状態で出すか、それから申請額を幾らに認めるか、これも重要なポイントでございます。

それについては、審査会としましては、あらかじめ事前準備としまして、発行条件については、その処分ができるだけ容易になるようにという観点から、外部の複数の専門機関に委託をいたしまして、御意見を早急に出してもらつて鋭意お願いをいたしました。そのことによつて客観性を担保しながら、市場実勢に即した内容となるようにということではございませぬ。申請行の申請のパーセンテージと私どもの認定と食い違つたところもございました。

それから申請額につきましては、我々の目的が公的資金を使用することでございますので、目的が自己資本を充実させるということでございます。自己資本の充実が直接連結をしない部分、例えばティア2に属するローン等の過剰な申請については減額をきちんといたしました。長銀につい

ても、二百三十四億であつたと思ひますけれども、減額をいたしました。

それから発行条件も、きちんとパーセンテージ、利回り、配当率全部決めまして、それで各行ごとに差をつけまして、そして審査会で全員一致で決定を見て、閣議の決定の御了解をいただいた、こういうことでございます。

○上田(清)委員 チェックポイントについての事前通告をしましたので整理されておりますが、昨日の佐々木憲昭議員とのやりとりの中では、松田理事長は必ずしもそういうことを言っておられませんが、

それぞれ各行について、それぞれのラインシートをお取り寄せになって精査していただいた後の結論と申しますか、御意見をいただいているわけでございますから、その中で適正な精査が行われたものと今でも認識してございます、あたかも精査をほかのところでもされているというふうな表現をされておりますので、ここで押し問答してももう時間がありませんので、議事録も精査していただいて、今お申し述べになったこととやはり違ひありません。それから、大蔵大臣が昨日述べられたことと山口公生前銀行局長が言っておられることと、やはりこれも違ひありません。

ぜひ平成十年二月三日の大蔵委員会の議事録を精査していただいて、これは、大蔵大臣の言っていることと、当時その審査基準のあり方について国会の審議が行われた大蔵委員会での担当実務者であります銀行局長との答弁が違つているということであれば、今後審議を継続的にすることが不可能になってしまいます。これはもう委員会のルールだと思ひます。継続的に審議をするには前提が常に一定でなければならぬと思ひますので、その都度大蔵大臣と銀行局長の言っていることが違つていくということになれば、議論ができません。そういう意味で、精査していただいて御回答いただきたいというふうに思ひます。委員長、理事会でお取り扱いをお願いいたします。

○相沢委員長 理事会で相談いたします。

○上田(清)委員 それでは最後ですが、理事長、恐縮ですがけれども、今も資本増強にかかわることについて重点を置いたというふうな言われまされたが、一方では、この審査の中身が発表されたとき、民間の委員であります今井委員がインタビューに答えて、これで理論上は二十五兆円の貸し出し余力がふえたという発言をされております。

率直に言つて、この議論も踏まえて、理事長として、当時は資本増強のお話もございました、しかしそれ以上に貸し出し対策ということが声高に言われておりましたので、率直なところ、大蔵大臣は貸し出しの対策にならなかつたと言つておられますが、理事長としての御見解も承りたいと思ひます。

○松田参考人 委員お尋ねの点でございますけれども、このたびの私どもの審査委員会がやりましたことは、第一に、法に書いてございますとおり、自己資本を充実させることによつて一刻も早く我が国全体の金融システムの安定を図る、信認の回復を図るといふ緊急措置、それが第一でございました。

同時に、今井先生がどのような見解で言われたか、事前の打ち合わせがございませぬのでわかりませんが、自己資本の分子がふえますので、理論値としてその倍数だけ貸し出し余力がふえることになるだろうという予測を述べられたのではないかとと思ひます。私も、抽象的、一般的な理論としては、そういうことはあり得ると思つております。

貸し出し対策も非常に重要でございますので、それについて審査会でもやりましたけれども、このところ我々が把握している状況では、貸出残高の対前年比などが伸びておりませぬ。際立った貸し出し増やという状況が出ていないので、それはそれで事実として認識しておる、こういうことでございます。

○上田(清)委員 時間が参りましたので、終わります。ありがとうございました。

○相沢委員長 これにて上田君の質疑は終了いたしました。

次に、岩國哲人君。

○岩國委員 岩國でございます。民主党を代表して、大蔵大臣そして金融監督庁長官、また、お忙しい中を日銀総裁に御出席いただいておりますので、質問させていただきますと思ひます。

昨夜来、またけさの各新聞でも報道されておりますように、超低金利政策というものが継続され、さらには拡大されるという方向にあります。この超低金利政策というのは、お金を動かす効果よりも、お金が受け取る貸金をゼロに近づけることによつて逆に借金の勤労意欲を低下させる、金を眠らせる効果の方が強く出ているのではないかと。銀行による利子の払い戻り、それが消費者、とりわけ年金生活者の買い戻りにつながらず、という結果をもたらすことによつて個人消費の停滞を長期化させる、そのような結果になることを私はむしろ懸念しております。

土地は上がるもの、金利は入るものという経済神話が崩れてしまつて、消費者の財布のひもをよ一層かたくさせることになり、このような金利政策には私は反対であるということをまず最初に申し上げまして、質問に入らせていただきます。バブル崩壊後、低金利政策がとられた結果として、預金者の得べかりし利益がどれだけ失われてきたか、いろいろな計算があります。その一つの計算としては五十兆円というのがありますけれども、私は、六年間に三十兆円が預金者から銀行の勘定へ所得移転が行われてきた。結果的には、こうした金融破綻とか金融危機という前に、銀行業界に対しては三十兆円の公的助成金がキャッシュベースで既に支拂われておる。それに加えて、今、やれ十三兆、十七兆、合わせて三十兆という話をここで審議しつつあるわけですから、そうした三十兆円の所得移転が銀行業界に行われ、その結果として何が起きたか。銀行の貸出

金利は下りどまり、銀行の業務利益は次々と新記録を更新し高どまり、そして預金利子は払い戻り、このような手厚い保護を受けた業界が過去五十年間あったでしょうか。しかも、一般庶民の得べかりし収入を犠牲にしてまでこのようなことが行われてきております。

この点について、日銀総裁のまず最初の御所見を伺いたいと思ひます。

〔委員長退席、山本(有)委員長代理着席〕

○速水参考人 今度の金利の引き下げによりましてだけだけ預金金利が下がるかは、私、余り大きな影響はないと思つております。

私も、金利収入に多くを依存しておられる家計がどれだけ厳しい生活にあるか、十分承知しております。しかし、最近の経済情勢を見ますと、雇用、所得環境が一段と悪化しております、このことは、景気の悪化が総体としての家計部門にもマイナスの影響を及ぼしていることを示しております。この面からも、現在は日本経済をできるだけ早く回復軌道に乗せることが重要であるというふうに思つております。

今回の措置が、政府の諸施策の効果などと相まって、我が国経済の自律的な回復につながることを期待しております。また、そのことが国民経済に必ずよい影響をもたらすであろう、特に企業が活性化し日本経済が活性化することによつて雇用がふえていくということを期待いたしております。

○岩國委員 日銀の正式な発表によりまして、家計消費のコンフィデンスを悪化させたくない、こういうことが理由として挙げられております。むしろ悪化させるのじゃありませんか、このコンフィデンスを。ここまで景気が深刻ななか、これは大変だ、これ以上買ひ物をしてはならない、これは現実、もう新聞報道の直後に、預金利子が幾ら引き下げになるかという報道がテレビで解説されております。確実に利子が入るものは少なくない、そういった不安心理を助長するということの意味で、私は明らかに心理的にマイナスだと思ひます。

す。
昨年春、橋本総理が、何度も予算委員会の場で野党の各質問者に対して、皆さんが景気は悪くなる、景気は悪くなる、心配なことをおっしゃるから景気は悪くなるのだ、そういう不安心理をおおるような表現は遠慮していただきたい、このようなことをおっしゃったことを私は覚えております。今、むしろ政府、自民党の方が一生懸命先頭に立って、列島総不況だとかあるいは世界恐慌の引き金になるとか、おどろおどろしい表現を積極的にお使いになっているのは野党ではなくて与党の皆さんです、政府の皆さんです。その先頭を切っていくのが、今の低金利政策をさらに進めるということではないかと思えます。

今、大蔵大臣が、あるいは小沢総理が先頭に立って、減税を実現し少しでも一般家計の消費をふやそうという努力をしておられるときに、日銀の決定は利子収入を減らすということ、これは全く矛盾しているのではありませんか。その辺の整合性について、大蔵大臣、御意見がありましたらおっしゃっていただきたいと思えます。
○宮澤国務大臣 私がいそがしいに、日銀総裁のお考えは、利子収入そのものはあるいは多少減るかもしれない、しかし、日本の経済全体がこういう不況の状態ではなかなか打開は難しいので、やはり日本全体が、それこそ設備投資もあるいは家庭の消費ももう少しポジティブなことにならない限り、国民全体がその結果として苦しむ、そういう観点から今度の策をおとりになったのではないかと私は想像しております、私はそのお考えに賛成でございます。

○岩國委員 それでは、小沢内閣としては、減税効果を犠牲にしてでも雇用対策を重視するという方向を出すということでございますか。
雇用対策、もちろんこれも大切ではありませんけれども、減税を実現することによって個人消費を刺激しようというところの方がむしろ優先されているというふうな我々は理解しているわけでありませぬけれども、こうした日銀の低金利政策、預金利

子が下がる、したがって家計の収入はそれだけ減る、そのような減税効果を相殺するような金利政策が打ち出されるということは、むしろ、内閣も日銀も一体となって、消費の刺激よりも雇用対策の方を重視されたということでございますか。もう一度確認させていただきますか。
○宮澤国務大臣 今承りますと、岩國委員の御説は経済をやはり静態的にとらえていらっしやるように思いますが、日銀総裁のこのたびの施策によって動態的に経済が動き始めれば、そういったますれば全部の人がそれによって利益を受けることになる、恐らくそういう考えでいらっしやると思ひ、私はそれに賛成であります。

○岩國委員 長銀の問題について質問させていただきますか。
長銀に対して外国の株主が訴訟しているということが報道されております。サード・アベニュー・パリュウ・ファンドが、今回の長銀の債権放棄に対して株主として訴訟を起こしたということでありませぬか、今回、長銀に対して訴訟を起こしているのはこの一社だけでありませぬか、それともほかにもありますか。また、日本の銀行を相手として訴訟を起しましたか。また、何年ぶりですか。
○日野政府委員 長銀の株主でありますサード・アベニュー・パリュウ・ファンドが、ニューヨークにおきまして長銀、住友信託を相手取って株主代表訴訟を提起したという御質問でございますが、これは先日米報道等もございましたので、こういう訴訟が提起されたことは承知しております。

これはあくまでも銀行と株主との問題でございますので、金融監督庁としてこれに対してコメントする立場にはございませんが、事態の推移につきまして、これをしっかりと注目していきたいと考えております。(岩國委員)ほかの銀行については(と呼ぶ)
その余の御質問につきましては、今資料がござ

いませぬので、お答えはちょっと差し控えさせていただきますかと思ひます。
○岩國委員 銀行に対して日銀、大蔵省によって今まで配当あるいは財務内容等についていろいろな指導が行われてきたと理解しておりますけれども、配当性向についてどのような指導が行われておったか、それはいつ廃止され、そして長銀の場合には、廃止された以後、配当性向は四〇%を上回っておったのか、どれぐらい上回っておったのか、それについてまた何らかの指導がされたのかどうか、まとめて御答弁をお願いいたします。
○乾政府委員 お答えいたします。
まず、銀行が行います配当についての指導というところでは、社外流出をできる限り抑制いたしまして、内部留保を高めることによりまして経営の健全性を確保するとの観点から、従来配当性向を一律四〇%以内とする指導を行っていたところでございます。ただ、平成四年八月の対策におきまして、決算対策のための安易な益出しを抑制するとの観点から、今申しました平成四年八月以降、適用が一時停止されているところでございます。

さらに、近年、我が国企業におきまして株主重視の考え方が定着してきております中で、本来、株主等の出資者に対してどのような配当を行うかという配当政策につきましては、まずは企業経営者が決定しまして、最終的には意思決定機関でございます株主総会において決定されるというものでありますことから、金融機関につきましても、特に問題のない限り、原則として当局が関与する立場にないと考えられますこと、また、明確なルールに基づく透明な行政という観点から、昨年、平成七年七月にこの通達も廃止したところでございます。

他方、金融機関の健全性の観点からは、たびたび御指摘いただいております早期是正措置が本年四月からスタートしたわけでございますけれども、その枠組みのもとでは、自己資本比率が一定

の区分、第二区分、国際行でございますと〇から四%未満ということになりますと、外部流出を抑制する措置を講じているところでございます。
それで、長銀については申し上げますと、長銀の配当につきましては、平成七年度以降、配当率は一二%で推移しているわけでございますけれども、平成七年、八年、九年と、いわゆる年配当六円、五十円に対して六円というところで推移してきております。

したがって、配当性向でございますけれども、例えば直近の平成九年度で申しますと、これは赤字決算となっておりますことから配当性向が計算できないわけでございますが、その一年前の平成八年度の決算で申しますと、配当性向は約七三%ということになっております。
○岩國委員 非常に高い配当性向でもって利益の銀行外移転を長銀の場合には行っております。そうした過剰な配当を株主に支払った、そのために経営悪化の一つの要因になった。そのようなところで国民の税金を投入するということは、結局税金で損失補てんをするような結果にはなりませんか。それまでの配当性向についての指導というものの、形式的な指導はあったとしても、その理念というものが十分浸透してはなかった。経営者として、それが外れた途端に四〇%を上回るような配当を払い始めた。これが長銀の実態ではありませぬか。
そうした長銀のこれからの存在意義等について我々は議論してまいりましたけれども、日銀総裁に御出席いただいておりますので、これを、今までのイギリスで、フランスで、アメリカで行われてきた銀行業界の改革の中で、これからどうい

うような銀行、あるいは長銀についておっしゃっていただいても結構でありますけれども、住友信託と合併しても、住友信託もまたこれ普通の銀行ではない。信託銀行という一つの垣根の中に守られてきたところ。こちらは長期信

用銀行法という垣根によって守られたところ。このような日本の場合には、ビッグバンと云って海外との垣根は大きく取り外されつつありますけれども、国内のマーケットでは、国内の業界では、総裁御承知のように小さな垣根がたくさんあり過ぎて、本当のビッグバンというのは、外なる垣根ではなくて内なる垣根を撤廃することの方がビッグバンではありませんか。

そういう観点から、イギリスに長年駐在された総裁は、英国だけじゃなくてフランスも見てこられたと思います。クリアリングバンクとそれからコマニシャルバンクの違い。あるいはフランスにおいて、バンク・ド・フランスとバンク・ド・パリとの違い。これも八四年、八五年にすべての銀行の垣根は撤廃されている。フランスの場合には、三つの銀行グループが八四年に全部一つにされてしまった。アメリカにおいては、御承知のようないんベストメントバンクとそしてコマニシャルバンク。イギリスでは、クリアリングバンクとマーチャントバンク。こういった垣根が法律的にあるいは実質的に次々と撤廃されてきました。

日本における内なるビッグバンは、総裁としてどういう構図、ビジョンのもとにあるべきだと思います。日本にお考えになっていきますか。特に、この長銀と住友信託というお互いに特殊な存在、特殊な今までの経歴を持った銀行が合併した場合、この英米仏の中のどういふ銀行業に発展させるべきだという御意見をお持ちでしょうか。

○速水参考人 長期信用銀行制度が日本の長期金融の円滑化、日本の経済発展の過程において非常に大きな貢献をしてきたことは、委員も十分御認識、御承知のことだと思います。

ただ、金融の自由化が進展してまいります中で、銀行の運用面では、普通銀行の長期貸し出しの増加、あるいは長期信用銀行による短期貸し出しの取り組みといったようなことで、長期信用銀行制度の特色が薄れておきますことは私も十分認めております。

これからの自由化、ビッグバンの中でこういう

ものがどういふ機能を果たしていくか。特に、これまで長期信用銀行は、長期の貸し出しをやると同時に、調達面では金融債の発行ということが認められておいたわけで、この金融債が、国債等に次ぐ非常に信頼の高い債券として投資家の立場から、あるいは企業家の立場からも担保に使うといったようなことが広く行われて、ここまで長銀の場合でも二十数兆という資産負債を持っておるわけで、同時に、海外にも随分店を出して活躍してきたことは御承知のとおりでございます。

これからどういふふうになっていくかというところで、ビッグバンになって、やはり私は、一つは、これまでの日本の間接金融方式というものが直接金融方式にもっとシフトしていく必要があるだろうかというふうなところで、そういう意味で、銀行や証券等が内外を含めて自由化されて、一緒に仕事をしたりあるいは協力関係を持つたりして、日本に証券市場が、東京国際金融市場というふうなものが育っていく、特に円を中心にしたそういうものが育っていくことを非常に私としては期待を持って、これから育成をしていかなきゃならないというふうに考えております。

長期信用銀行と信託銀行の合併というのは、一見どういふメリットがあるのかという感じをお持ちかもしれないけれども、それぞれこれまでの経験、経験の中で優秀な人材も育っておりますし、経験も持った人たちが一緒になれば必ずい仕事クリエイトされていくんじゃないかというふうに考えております。そういう金融の再編というところを今この時期に行っていくならば、また日本の金融機関というの外に思っています。

ちょっと脱線かもしれませんが、先週末に、サンフランシスコ、UICパークレイでグリーンズパンがなされた講演の中で、こういうことを言っております。御承知のように、アメリカの金融不況あるいは経済不況をああやってここまで築き上げてきたリーダーとして私どもも非常に尊敬

しておるわけですが、最後のところでこういうことを言っておられるのです。

ニューエコノミーというものができるのかという、「イズ・ゼア・ア・ニューエコノミー」という題でだけれども、最後にソ連と日本のことを言っていて、日本では貯蓄率も投資率も我々よりはるかに高い状態が続いてきたが、一人当たりの潜在成長力は我々に比べて低下しつつあるように見られる。同国経済の正常ではないパフォーマンスの原因に、少なくとも部分的にはよたよたした金融システムが寄与しているという点では、これを主張することができるといふ点では、これを主眼とする。日本は金融システムを早く強くしてくれ、それでない日本が困るだけじゃなくて自分の足元が困るんだということを言っておられるんですね。そういう意味からも、今この機会を使って金融の再編、それから自由化、ビッグバンの機会を使っての金融市場の育成というのをぜひやっていただきたいと思っております。

特に長銀の場合、せつば詰まっておりますし、先生の御体験からも、今のグローバルなマネーマーケットというものがいかに大きいかつスピードに動くかということは十分御承知だろうと思っております。対応がおりますと、一銀行の生死だけでなく、特にまた日本経済への不信感、また、ほかの国への大きな波乱の原因になる可能性があるというのを私どもも心配しております。どうぞ、一日も早くこの問題を解決の方向へ持っていくっていただきたいということを願っております。

それをつなぐ意味でも、この時期にああいう金融の緩和をやって、市場に資金を十分出して、銀行に動いてもらいたいというふうに思った次第です。

○岩国委員 どうもありがとうございます。それをつなぐ意味でもとおっしゃいましたけれども、とかく今まで、ぬるま湯行政、あるいは護送船団、温室行政ということが言われてきまし

た。私は、そうした銀行業界全体に消費者を犠牲にした形でもってそういう助成を行うということには、結局ぬるま湯行政にさらにもたぬるま湯を注ぐだけのことではないかという意見を捨て切れません。

総裁が紹介されましたグリーンズパンの見方、これは海外のそうした金融業界の人たちの多くの意見でもありますけれども、日本は余りにも銀行業界が、銀行、証券、保険、日銀、大蔵、この五人組が、護送船団という名前のもとにいつまでもぬるま湯の中へ入り過ぎたんじゃないか。今までの産業界は、家電にしても自動車にしても鉄鋼にしても、ぬるま湯から出る出ると言われて、出るときは嫌だ嫌だと言っていましたけれども、アメリカへ行くと乾布摩擦で体を鍛えて、そして今ではよその国の方がむしろ恐れるような存在になってしまった。それでもまだ出ようとするのがこの五人組であった。いよいよ、ふるの柱が抜かれて、肩まであった水がだんだん減ってきておへその辺まで下がって、どうしても出なきゃならなくなってやっとならぬ、湯疲れし過ぎて途端に倒れて、日銀マークの入った赤十字車に運ばれてみたり、あるいはいきなり刑務所へ運ばれてみたり、こういうことがばたばたと起きていくわけですね。

結局、長い間ぬるま湯にばかり過ぎたところは、人が出ていった後です。ならばいぬがうようよしておいて、汚職、背任、横領、ばい菌、いっばいの中につかり過ぎてしまった。それが私には、日本の金融業界、銀行、証券、保険、そしてその行政をされた日銀、大蔵、みんながそういう競争力を失ってしまったのではないかとこのように見てまいりました。

つたない経験で恐縮ですが、メリルリンチの経営役員会では、銀行というものは二十一世紀には存在しなくなる、証券という言葉も二十一世紀の辞書にはなくなる、両方ともみんな二十世紀までは存在しておいた、二十一世紀の言葉では全部金融サービス業という言葉になる。去年、お

ととしてはなくて、これは二十年前の役員会でも既にそういうビジョンのもとで経営戦略を立ててきているわけだ。

ただし、総合金融サービス業は三つのグループに分かれる。一つのグループはメガハウス。ハウスというのは御承知のように大きな銀行、組織であり、資本も、強大な資本と人的資源と情報網と営業網を持って地球規模の銀行業をやるころがメガハウス。二番目がスペシャリティハウス。これは、リースとかプロジェクトファイナンスとかM&Aとか、特殊な少数の人間で、少数の資本で、しかしメガハウス以上のサービスを展開する二番目のグループ。三番目がローカルハウス。地方銀行、信用金庫、信用組合。これは、第一勧銀やメリルリンチが島根県の松江市に出てきてても対抗できないだけの、二代、三代前からのそういった経営者のノウハウを持って、おつて、地元密着型で、そういうサービスがあるからこそメガハウスも競争できない。この三つのどれかにきちっと分解されていくんだ。これも二十年前のそういう経営戦略でありました。

こういうことが、日本の場合には、アメリカの例、フランスの例、イギリスの例をしつかりと見てきたわけでありまして、そういうビジョンと理念を持って、そしてこの銀行の再編をどうするか、あるいは、いろいろな業法というものはどのように、いつ垣根をどういう順番で外していくのか、そのようなビジョンとか理念のないままに個々の銀行の救済ばかりをこらやって論じておるといふところが、外国から見たら一番おかしいところじゃないでしょうか。

大変、釈迦に説法ではありませんけれども、一日も早く大蔵省、日銀あるいは金融監督庁、そういうところで、将来のあるべき日本の金融サービスの業はどうなのか、国民経済の中でどういう役割を果たすのか、そのためにはどれぐらいの規模、どれぐらいの数が適正なのか、そういうものが出てこなかったら、それぞれの経営努力にも限界がある、私はそのように思います。

総裁、大変お忙しいというふうに向ってありますから、どうぞこの辺で御退席いただいで結構です。ありがとうございます。

次に、長銀について金融監督庁にお伺いいたします。

長銀のキャッシュフローについては的確に把握しておられるかどうか。これは、毎月五千億、六千億の償還がワリサイ、利付債について行われ、その上利払いが約五百億ぐらいずつ行われ、膨大な資金が流出していきます。年内、十二月までのそういったキャッシュフローのプロジェクトジョンというのはどういうふうになっておられるのか。

さらに、その手当てを十分できるだけの利付債の発行はできるのか。これは何度も私はここで指摘いたしましたけれども、発行した途端に、百円で発行したものが八十九円に値下がりする、こんな発行の仕方が長続きするはずはありません。だれかが損失を負担しなければならぬ。だれかが損失を補てんしなければならぬ。こういう形の自転車操業をやっているのは、今長銀だけではないでしょうか。長銀以外にどこかの銀行が同じようなことをやっておりますか。ちょうどハイウエーカードを金券ショップへ持ち込むようなやり方で、いきなり一割値下げでマーケットで取引される。これが一流銀行の債券ででしょうか。

キャッシュフローはどういうふうになっておられるのか。年内のキャッシュフローを見ても、十分そういう資金のやりくりというものはついておるといふ確信を持っておられるかどうか。長官の御意見をお伺いします。

○乾政府委員 昨日もお答えいたしましたけれども、日本長期信用銀行におきましては、おっしゃいましたようなキャッシュフローにつきましては、今後のいろいろな資金需要、それから償還額、また入ってくる方では、いろいろな貸し出しの償還でございまして、そうしたものを勘案しながら、月々の調達サイド、金融債がメーンでございまして、大目定期預金、CDあるいはコールの取り入れというものを組み立てておられるところをござい

まして、私も金融監督庁といたしましても、適時のタイミングでそれをヒアリングしているところをございします。

○岩國委員 答弁、しっかりしていただきたいと思っております。ほかの銀行で同じような例が起きている銀行はどこですか。二番目に、発行していきなり一割値下げで、デイスカウントで取引されるような金融商品がどこにあるのでしょうか。まるでハイウエーカードやテレホンカード並みの扱いにしかかかっていないじゃありませんか。

毎月二千億の利付金融債を発行されたとすれば、二百億円の損失が起きている。この二百億円の損失はどこのだれが負担していることになっておるのですか。

以上、お願いします。

○乾政府委員 他の銀行についての言及は差し控えたいと思っております。長期信用銀行につきましては、御議論のありますような、きのうも申し上げました、いわゆる機関投資家向けの募集債にございまして、発行してから間もなく、いわばそういう価格の低下というものが起きていることは事実でございますけれども、それはまさに、そうしたものを引き受けになる機関投資家と長期信用銀行の間のいろいろな話し合い、ないしはそのリスクというところで処理されているものと考えております。

○岩國委員 私は、その程度で監督庁が検査をしておられるとしたら大変不十分だと思います。やはりそういうのは、損失補てん、損失負担はどういう機関投資家がやっているのか。この不況の世の中ですらだけの負担を毎月毎月するということ善悪の篤志家がどこにいらつしやるのですか。ひょっとしたら、こういう債権放棄をしたようなところが、そういう損失負担を引き受けているとすれば、ぐるぐる回って、結局無理な発行価格の損失補てんを国民の税金でやっているということじゃないですか。

この機会に委員長に理事会でぜひお取り計らいいただきたいと思っておりますけれども、監督庁の

デューデリジェンス、検査マニュアルというものを委員会に提出していただけませんか。一体何を調べておられるのか。

例えば、デューデリジェンスというのは、これは私ももとりましたメリルリンチの場合ですけれども、新入社員でも全部、これだけ多くの項目をきちっとやらなければデューデリジェンスをやったことにならないのです。主要工場への立入検査も含めて、あるいは幹部の一人一人の面接、面談も含めて。

監督庁の検査マニュアルというのはどの程度のものなのか。あるいは既に委員会に提出しておられますか。まだであれば、ぜひ理事会でお取り計らいいただいで、その検査内容について我々が目に浮かぶような形で、ああ、ここまで検査していらつしやるのだということがわかれば、我々の質問の仕方ともこれから違ってくると思っております。ぜひその点は理事会でお取り計らいいただきたいと思っております。まず、出していただけますね、長官。

○五味政府委員 検査に際しまして使っております当方の基本的な通達あるいはチェックリスト、こういったものは既に公表扱いになっておりますけれども、御要望でございますので、改めてお出しをするようにいたします。御要望に沿えるような内容かどうか、一度ぜひチェックをしていただけたらと思います。

〔山本委員委員長代理退席、委員長着席〕
○岩國委員 次に、銀行の株式含み損についてお伺いいたします。

この株式含み損と株価水準の関連については、いろいろな報道がなされております。監督庁でも当然そういうことに対して関心を持っておられたと思っておりますけれども、長期信用銀行の含み損は、株価水準が幾らにならばゼロになりますか。住友信託の含み損は、幾らにならばゼロになりますか。長銀、住信が合併した形を想定して、トータルでゼロになるのは幾らですか。三つの株価水準を答えていただきたいと思っております。

○乾政府委員 現状の含み損益につきましては、日々株価が変動しておりますことから、当局といまして把握することは困難でございますけれども、平成十年三月末におきます有価証券及び株式のネット含み損益は、長期信用銀行につきましては、有価証券の含み損が二千四百七十一億円、うち株式の含み損が千七百十四億円でございます。住友信託銀行につきましては、有価証券の含み損が九百三十七億円、うち株式の含み損が六十八十六億円となっております。

なお、このときの日経平均は一万六千五百二十七円ということでございまして、これらの数字は、それぞれの有価証券報告書でディスクロージャーされているところでございます。

あと二つの御質問の、両行が合併した場合の含み損益、それから日経平均が幾らになった場合に含み損益はゼロになるということにつきましては、それぞれの両行が保有しております株式の種類、簿価等によりまして、これはちょっとお答えができませんというのを御了解いただきたいと思っております。

○岩園委員 長銀とそれから住友信託それぞれのブレックポイント、分岐点がわかればある程度の概算というのはできるのじゃないか、一々株数をチェックするということに、それぞれ単体同士の含み損益、そしてそれが幾らにならばということになりますけれども。

メリルリンチの試算ですと、長銀の場合には一万八千四百七十円にならないければ損益分岐点にならない。住友信託の場合には一万五千六百九十二円のダウでやっと含み損が解消する。合わせて、両行合併した場合には、これは私の試算ですけれども、一万七千七百円にならないければ両行は合併して含み損益ゼロの状態にはならない。

これについて、御意見がありましたら簡潔にお願いいたします。
○乾政府委員 今先生が御指摘になりましたところ、いろいろないしはいろいろなシンクタンクからそういう試算がなされていることは承知しております。

ますけれども、これにつきまして、監督庁としては把握ができませんのでコメントができないことを御了解いただきたいと思っております。

○岩園委員 監督庁としては、住友信託、長銀にこれだけ国民の関心が集まり、また株価水準についても関心が集まっているさなかですから、そうした含み損益についても、これぐらいの数字は把握しております。こうですと、別にそれで不安心理が倍になるということではないわけですから、どこまでちゃんとつかんでおられるかということを私は知りたかったわけでありまして。

そうした環境の中で、もう時間がなくなろうとしておりますけれども、大蔵大臣にお伺いしたいと思っております。日本の銀行はこうした株式という財産を持ち過ぎている。これは持ち合い銀行経営として株式を持ち過ぎるという日本の一つの特徴、体質というものについても批判があり、現に、このように株式市場が不況になりますと、ダウを見ながら一喜一憂しなければならぬ銀行になってしまっている。この際切切に、その体質改善のためにも、銀行の持っている全部で四十五兆円、これを国債を発行してでも買い上げし、凍結するということをお考えはありませんか。一部の専門家はそのような提案をしておりますけれども。

それだけのものを凍結すれば、結局、個々の銀行の優先株というような市場性のないものに税金を投入するのではなくて、NTT、日立、東芝、優秀な市場性のある株式がそこにたくさんあるわけですから、今まで、共同証券あるいは証券保有組合、先進国の中でたった一つそのような経験を保持しているのは日本でありまして。そういう先進国としての過去の苦い経験、そして成功の結果を踏まえて、思い切った体質改善のために、株式買い上げ機関というものを凍結する、そのような構想について、もし御意見がありましたら聞かせていただきたいと思っております。

○宮澤國務大臣 ただいまそういうことをいたす

用意はございませんが、そして不用意なこともまた申し上げられませんが、かねて御指摘になつておられるような問題は、あることはよく承知しております。

○岩園委員 時間が終わりましたので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○相沢委員長 これにて岩園君の質疑は終了いたしました。

この際、休憩いたします。
午前十一時五十二分休憩

午後一時十五分開議
○相沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○中野(清)委員 改革クラブの中野清であります。平和・改革を代表いたしました。長銀の問題、そして貸し渋りの問題について中心に質問したいと思っております。

まず、長銀の問題についてお伺いをしたいと思います。今日まで、国会を初めとして公的資金注入についての各方面の議論の中で、特にディスクロージャー、経営者責任、株主責任については、言葉のみが飛び交っていきまして、具体的な案が国民の目の前にあらわれていませんでした。これでは、公的資金の注入について国民の七五%以上が反対している、そういうこともうなすけるわけでありまして、この点でまずお伺いをしたいと思います。

長銀の問題について、配当の問題とかいろいろございしますが、まずディスクロージャーについてお伺いいたしますと、私は、第一に、佐々波委員の審査内容のディスクロージャーをもっと早く進めるべきと思っております。例えば、三月の長銀に対する千七百六十六億円の公的資金の注入についての議論があったか、何か相

当な期間と申しておりますようにございしますが、会議録の公開、これがどうもすべての議論の前提じゃないだろうかということで、この点を明らかにしていただきたい。

第二に、金融監督庁の検査、これも大分時間がかかっているようにございしますが、終わった後、審査委員会に提出するときはもちろん、国会や国民の前に、全部とは言わなくてもできる限りの情報開示をすべきだろう。

それから第三に、申請する金融機関もみずから標を正して、私は、この間もお願いたしましたけれども、長銀がもっとディスクロージャーすべきだろう。

この三点は、例えば長銀からの五千億円を上回る申請を受けつけるというならば、その前提条件として最低限のディスクロージャーと考えていますが、松田理事長、金融監督庁長官に御見解を伺いたい。

さらに、株主責任についてお伺いいたします。長銀は、株主責任について、来春の合併の際、合併比率の調整によって株主の負担を求めたいと言っておりますが、株価により考慮すればよいとの見解だとは伺っております。それも一つの方法かもしれませんが、本来は、株主責任を明確にするためには減資を行うことが基本だと思っております。

金融機関の減資の場合には手法的に難しい面があるとは思いますが、きょうの日経では、東大の江頭教授が、減資の単純化は可能だという論文を出しております。この点について、長銀のケースではもっとはっきりと減資をさせるべきだろう、国民の前で株主に責任をとってもらおう、そういう原則を確立すべきと思っておりますが、お考えをいただきたい。

さらに、経営者責任についてもいろいろ申し上げたいことがございしますが、現在までの長銀の対応では国民の心の中に、類に汗を流している中小企業と比べまして何と不公平かという気持ちがたくさんあるわけでありまして、その銀行に固

民の税金を使う公的資金の注入をするには、少なくとも現経営陣の総退陣、これは当たり前でございますが、退職金もすべて返還、代表取締役の給料も返す、個人財産についてもできるだけ処分して返すというふうな厳しい姿勢が求められているのは当然だと私は思うのです。

国民の声を踏まえてみますれば、法的にはいろいろ問題があるかもしれませんが、少なくとも公的資金導入の際には、経営者の必死の決意というものが証明されなければなりません。そういう意味で、関連した経営陣の私的財産を提供することも求めなければならぬと思っておりますが、いかがでしょうか。

この三点について御答弁を願いたいと思っております。

○日野政府委員 お答えいたします。

御質問が多岐にわたりますが、私が御答弁申し上げなければならぬと思っておりますのは四点であつたというふうに理解しております。

まず、第一点でございます。これは、金融監督庁の検査が終わつた際に、検査結果を可能な限り開示すべきではないかというお尋ねであつたかと存じます。

これは長銀ばかりではございませんが、個別金融機関の検査結果の公表につきましては、取引先等に不測の損害を与えたり、あるいは個別私企業等の経営内容を当事者の意に反して開示することになるといった問題があるばかりでなく、場合によりましては信用秩序維持に不測の影響を及ぼすおそれがあると考えられますので、金融監督庁からその検査結果を公表するという事は適当でないと考えております。

ただ、長銀の場合は、通常の検査の対象となつてはいるだけでなしに、今回、住友信託銀行との合併を前提とした本格的な不良債権処理を行つて一時的に過少資本となること、公的資金の注入を申請する予定と聞いております。したがって、この申請に対して審査をなされる金融危機管理審査委員会における審査に際しましては、

これは預金保険法上あるいは金融機能安定化緊急措置法に基づきまして、私どもに対しては資料の請求が恐らくなされるのであらうというふうに存じます。

そういう場合には、どのような資料が提出を求められるかわかりませんが、審査委員会における審査に際して、可能な限り適正な審査が行われるように、私どももいたしましては情報を提供するところによつて寄与してまいりたいと考えているところでございます。

それから第二点のお尋ねは、長銀の財務内容をさらに積極的に開示するように努めるべきではないかというお尋ねであつたかと存じます。

これは、既に金融監督庁から今年七月に、法令に基づき報告を求めました本年三ヶ月の自己査定結果に基づきまして、当委員会に提出させていたのだいたいでございまして、それから長銀から、自己査定における二分額債権の業種別の状況といった資料の提出が行われております。今後とも、国民の皆様方の理解が得られるような情報開示が行われるように努めてまいりたいと考えております。

それから第三点は、たしか減資を含めた株主責任の明確化を図るべきではないかというお尋ねであつたかと思つていますが、減資は、もう御案内のとおり、例えば債権者集会とかいろいろ商法上の手続が簡略化されるという事は、通常の銀行法上の合併と違つてお尋ねしております。預金者がすべて債権者ということになりますので、現実問題として減資の手続をとることが果たしてできるかどうかという事は、私どもとしては、実際問題としてできるものかどうかという事を若干、疑念を言ひませんが、事実上大変難しいのではなからうかと推察はしてるところでございます。

ただ、法律上きつちとした手続を踏めば減資の手続が行えないわけではございませんし、また通常、減資は増資と同時にやるというふうなことも行われているようにございまして、これは今

後、合併の交渉に応じて、住信、住友信託とそれから長銀との間でお決めることではないかと思ひますが、現在のところは合併比率で調整するというふうに聞いております。

それから第四点は、たしか私財の提供も含めた意味での責任追及を行うべきではないかというお尋ねだつたと思ひますが、経営責任の明確化につきまして、このたびの経営改善策におきまして、取締役全員の退任、役員報酬の大幅な削減、退職金支給の停止、旧経営陣からの退職金返還要請を行うこととされてお承知しております。長銀におきましては、この際、公的資金の投入を申請するということをご予定しているわけでございますので、今後この経営改善策を着実に実行することともに、経営責任の明確化について真剣に取り組むことを期待したいと考えているところでございまして、以上でございます。

○松田参考人 お答えをいたします。

一点目は、三月に長銀に対してどういう審査を行ったかということでございますが、これは先ず、あらましについてお話をさせていただきますと思ひます。

まず、事務局による事前ヒアリングなどの事前準備を十分にいたしました上で、限られた時間でございましてけれども、審査では三回にわたつて審査を行つた上で、それぞれ各行申請の事実関係の資料を精査された大蔵大臣及び日銀総裁から御意見をいただき、さらに審査委員会ですべてを審査いたしました。さらに疑問点について頭取から直接ヒアリングを行うなど、厳正に審査をしたところでございまして、したがって、申請額の一部をカットいたしました。その後ローンについては減額をいたしました。

また、発行条件については、客観性を保つため外部の複数の専門機関の意見をも参考に、市場実勢にできるだけ沿うような形で取り決めをさせていただき、その後閣議決定の承認を得て発行に踏み切つたということでございます。

なお、ディスクロージャーの関係でございますけれども、とりあえず審査をいたしました健全性確保計画そのものは閣議決定を得た後公開をいたしておりますし、引き受けをいたしました当日、議事の概要でも、結果でございますけれども、それを公表いたしますとともに、記者会見を行つております。

先生御指摘の議事録については、法令に規定がございまして、審査委員会が適当と認めて定められた期間が経過した後に公表するということになつてお尋ねして、その相当期間をどうするか、今前向きに検討させていただいてお尋ねするところでございます。

なお、議事録は議事録として、それにかわるような適当なディスクロージャーの形態がないか、それもあわせて前向きに検討させていただきますと思ひます。今後の問題としてなお努力したいと思ひます。

○中野(清)委員 それぞれ御答弁いただきましたけれども、必ずしも満足しておりません。しかも、そういう中で、私は特にお願ひしたいのは、この国会の場においてこういうような問題についてのルール化をすべきだろう、そういう点について、特に政府は国民にわかりやすいようにお願いをしたいと思ひます。

次に、貸し渋り対策についてお伺ひをしたいと思います。大臣、私は川越でいわゆる商人として三十九年やつてまいりました。川越市の商店街連合会の正副会長十九年。つまり貸し渋りを受けている商人とか中小企業の立場で生きてきました。ですから、そういう立場でいろいろ申し上げますと、今日いろいろ貸し渋り対策があります。しかし、借り手の立場になつた議論がないというのが残念であります。

特に、政府の中小企業対策で貸し渋りの問題は公的金融が中心でございますけれども、これは限界があります。ですから、例えば中小企業の金融の中で民間の金融というのは九一・八%ござい

ますか、何らの対応がされていないという現状でありまして、私は、そういう姿勢がなくならない限り、これからは民間の金融機関の姿勢というのがまず問題であると思ひましてお伺いいたします。

まず、通産大臣に、そういう意味で政府が貸し流し対策を一生懸命やってきた、そのことは認めます。しかし、それにもかかわらず中小企業等に對する貸し流しというのは依然として残っている、改善の状況を示していない、むしろそういう点で事態は悪化する傾向だろうということを私は危惧しております。特に中小企業庁の実態調査で、貸し流しについて言いますと、本年の三月には三二・五％、五月が三〇・八、八月が三二・七と言われております。また、日本商工会議所が本年の五月に緊急調査しましたらば、貸し流し状況はほとんど改善されておらず、大都市圏ではむしろ悪化していると言われておりますけれども、悪化しているこの状況について、通産大臣としてどのように見解を持っていらっしゃるか、まずお伺いいたします。

○与謝野國務大臣 すべての金融機関が貸し流しをしているわけではなくて、むしろ地銀と言われるものあるいは第二地銀と言われるもの、信用金庫等は必死になって地元の企業の応援をしているというところでございますが、都市銀行を中心に貸し出し量は減っているというところは、随所の統計から見られるわけでございます。

したがって、政府としては、中小企業金融が円滑にいくように、一つの方法は、政府の持つております金融機関、商工中金、国民金融公庫あるいは中小企業金融公庫等が資金量を持つというところで、この資金量の確保は既にしております。しかしながら、実際は、中小企業がお金を借りたいというときには、担保がないあるいは保証人を連れてこいというようなことになりまして、実際になかなか一般の金融機関からの借入れが行えないというところで、今般、八月二十八日に政府

としての貸し流し対策の大綱を決めました。これによりまして、各県にございまして保証協会の基盤強化もいたしましたし、これによって各県がトータルとして行える保証枠は約二十兆円増大するものと私も考えております。

○中野(清)委員 これについては後ほど細かくお伺いいたしますが、宮澤大蔵大臣に私はお伺いしたいと思ひます。
大臣が九月二日のこの委員会で、西川太一郎委員に對して、金融機関は自己防衛に寧日なきありさまで、将来有望なお客さんを一緒に育てようという気概が全く感じられない、まことに残念でありますと述べられて、銀行の貸し流しの姿勢に不快感を示されております。

私は、この貸し流しの現状について、大臣がこの国会の場において、貸し流しは解消していないと、金融機関に對していわゆる不満の意を表明されたということは非常に大事なことと思ひましたので、その点について、政治家としての、また大蔵大臣としての御認識というものを御答弁願ひたいと思ひます。
それからもう一点は、三月の金融安定化措置法によりまして一兆八千五百六十六億円の資本注入の貸し流しの対策についてはどうお考えか、お答え願ひたいと思ひます。
その後で結構ですから、松田理事長さん、先ほど伺いましたけれども、長銀についてお伺いしますけれども、一千七百六十六億の導入の時点で、長銀においては貸し流しについてどのような対策をとられたと認識しているかをお伺いしたい。

大臣の方、ぜひよろしくお願ひします。
○宮澤國務大臣 以前から、いわゆる銀行の不良債権の問題が議論をされますと、これは国会におかれましてはマスメディアの間においてもさういふ難いがございますが、給料生活者、サラリーマンは銀行から金を借りるといふことはほとんどございませぬ。まあ住宅ローンぐらいなものでございまして、預けている預金は必ず保証されます。したがって、銀行というのは何となくうさん臭い

のでつぶれるのもまあいいやというふうな気持ちで非常に強いことを私は心配しております。銀行がつぶれますと一番困るのは、殊に地方で何十年も取引をしておられた方が路頭に迷うということなので、そのことが私は非常に大事なことだと思ひますが、なかなかそこの面からの議論というものが従来起こりませんで、残念に思つております。

北海道で不幸なことがございまして、北海道の方はお感じになっておられるのですが、日本全国とは申しがたい。ブリッジバンクなんか、大事なお客さんは大事にしなればという思想が、まあ一生懸命ああいうところでやろうとしておりますが、おっしゃいますように、その面から取り上げられることが非常に少ないのは、私は残念だと思ひます。
そして、あの三月の資金投入のときに、これは金融秩序維持のためにはございまして、あれだけ資本率が上がれば貸し出し余力はふえるはずでございますので、貸し流しが改善されるのではなごかという期待がしばしば表明されましたが、実際には貸し流しが少しも改善されておられません。それは、事情はあつたと思うのでございませぬ。それから、東南アジアの不良債権が生まれたとか、三月でございましてから今まで見えなかつた不良債権が出るとか、いろいろあつたと思ひますし、あれがなければなおひどくなつたかもしれないというぐらゐのことしか言えませんが、実際の数字は少しも改善していません。

これは、事情はともあれ、私は、金融機関としての社会的な任務を十分に果たしていないのではないかという思いがいたします。いい土地を担保にとつて金を貸すのなら、それは質屋が時計をとつて金を貸すのと同じで、もっと銀行というものは、この企業は将来よくなるんだ、少し苦勞しても育てなければという、そういう気概がなければ社会的な責任は果たせないんじゃないかと私は思ひます。

○松田参考人 お答えいたします。

三月の資本注入の時点で、長銀からは、ホールセールバンクであることを念頭に置いたものと思われませんが、適切な信用リスク管理体制のもとで、貸出業務や資産証券化、流動化業務等を通じて産業界の資金調達ニーズに的確迅速にこたえることにより、健全な中堅、中小企業等へのいわゆる貸し流しが生じないよう最大限努力する、これを基本姿勢といたしております。

その後の報告でございますけれども、五月の初めに、各営業店窓口において貸し流し批判を受けるところがないよう適切な対応を行うよう行内通達を發出いたしましたことか、流動化推進室などを拡充していることか、体制整備に着手しているという報告を受けているところでございます。
○中野(清)委員 今大臣おっしゃるとおり、私は、銀行が今支持されていないのは、自分の保身のためになつて、いわゆる国民とか預金者とか、それからまた借り手についての配慮がないというのをおっしゃるとおりでございますから、そこから実は今私の質問が始まっているわけでございますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で、今中小企業向けの貸し付けというのは三百四十八兆円あるようであります。それで、民間金融機関が、十二月には三百三十一兆円だったのが三月で三百二十兆円、十一月も減つております。保証協会は大体一兆円ぐらゐ減つておるといふことでございまして、また、現実には、都市銀行も五兆円、地銀で二兆円、それから長信銀で二兆円、信託銀行で二兆円、信金が一兆円の減となつておる。

この民間銀行の貸し出し減に対する政府の姿勢というものが、いろいろ御努力なさつておられるのはわかつておりますけれども、その点で、さらに民間金融の強化というものについては、当然求められると思ひます。ですから、資金供給サイドについて、これはもうきょうは主眼でございませぬから、簡単に御答弁願ひたい。

も御説明願いたいと思うのです。

きょう、私はこの「総合的スキーム作り・貸し
流し対策案」というのを出させていただきまし
た。これは後ほど申し上げますけれども、実は、
今まで貸し流しの態度といましようか、今、私も
供給サイドのお話をいたしましたけれども、そう
いふ議論は国会でいっばいあるんです。ところが、
借り手の立場の議論といふのはございませ
んから、きょう、そのことを私は伺いたいと思
いますので、ぜひ、そういう意味で私一点だけ、今
まで貸し流し対策といふと個々のこういう問題
だけがずつと出てきて、率直な話、全体的な貸し
流し対策といふのはない。特に借り手について
いふことについては、御見解を伺いたい。そ
の点、簡単にお願いいたします。

○宮澤国務大臣 日本は市場経済の国でございま
すから、政府機関の貸し出しをもって民間の貸し
出しにかえるなどということは、到底量的に達
しなかりませんし、お話をやっていたら、銀行との
関係はもう何十年とか親二代とかいふんでござ
いますから、そこはなかなかかわりにはなりません
が、先般総理大臣が指示をされました、通産大臣
が中心に画期的な対策を立てられました、一番大
事なところは保証機能といふものを政府がどう
やってうまく果たすかということかと思っております
まして、私も、通産大臣のお考えのことには財政
からの支援は決して惜しまない、そういうつもり
でございます。

○中野(清)委員 そういふ意味で、実はもう一つ
伺いたいのですけれども、今まで貸し流しに對し
ての総合的なスキームといふものが私もわかりに
くない。これから政府がやる場合には、貸し流し
策といふのはどういふのとどういふのとどうい
ふのがあります。資金の需要サイドではどう、そ
れから今度は借り手の立場はこうだということに
ついてのそういうスキームといふものを、やはり
私は政府がつくるべきと思うのですけれども、そ
の点について、お考えはいかがですか。

○宮澤国務大臣 政府関係の機関はたくさんござ
いますこと、御承知のとおりですし、地方に信用
保証協会がございまして、中小企業信用保険公庫
がそれをまたバックアップする。その保証機能と
いふのをうまく使うのがやはり一番いいのじゃな
いかと思っております。

政府のいわゆるマル経資金まで、かなり今まで
皆さん御存じになっていただいておりますと思
っておりますが、なお不足でございますれば、よ
く皆さんにPRをして使っていただかなければな
らないと思っております。

○中野(清)委員 今大臣おっしゃいましたけれど
も、この貸し流しの問題について言いますと、
今、資金とかいろいろ問題以前に、民間金融機
関のメインドといましようか、姿勢の問題も私
はあるような気がするんです。過日も大臣が、こ
の壇上だと思いましたが、金融機関の良心
を期待するといふような意味の御答弁があった
と思うのですけれども、私は、金融機関とすれば
そういう良心といふ倫理の問題じゃなしに、シ
ステムの問題だろと思う。経済の仕事ですから、
こうした方がいいのだ、こうした方が得になるの
だと言ふならばやるはずなんです。そういう配
慮がないといふことだけは私、申し上げておきま
す。

その中で、三点だけ実はお伺いしたいと思いま
すけれども、今大臣から総理のお話ございました
けれども、民間金融機関に対して総理から、貸し
流し大綱、これを出されて、それを徹底したい
と、今までの民間金融機関の場合ですと、政府の
対応といふものの悪用がございまして、政府の
を引き揚げてしまふようなことがございまして
りますから、そういう点について、敢重にこれを
注意をし、監視をする必要があると思ふのです
けれども、そういう点についてどうお考えか、お伺
いしたい。

それから、そういう意味では、これは金融監督
庁にお伺いしたいのですけれども、あらゆる機会

をとらえて、今日の貸し流しをなくせよという
今大臣もおっしゃったこの決意、御不満というも
のを、実際にはどうやってやらせるかということ
は、はっきり言ってみえませんか。ですから、その
点についてどうお考えか、お伺いをさせていただきます
したいと思います。

私は、この中で、中小企業庁と金融監督庁と、
大臣、見ていただきたいと思うのですけれども、
三つを書きました。その中に、中小企業庁におけ
る貸し流し一〇番というのがあるのですね、通
産大臣。これはそれなりに評価しております。し
かし、それは八・一％の公的金融機関中心なんで
すよ。ですから、例えば九一・九％を占める民間
に対するものはないのです。ですから、その点に
ついて、私は、少なくとも金融監督庁に貸し流し
一〇番といふのをつくるべきだといふことをこ
こで申し上げたいと思ふのです。これはやはり当
然常駐の人員も配置をして、そして個々の中小企
業の苦情とか悩みといふのを本当に受けて、ぜひ
これをやってもらいたい。ですから、その点につ
いてはお願いをしたいと思ふのです。

あえて申し上げますと、よく銀行関係者から、
いわゆる財務状態が悪くて貸したくても貸せない
のだといふ話を伺います。大臣、そういうことは
あります。それを私は言っているのじゃない。そ
れは貸し流しと言わないんですよ。

ところが、貸し流しといふ場合には、これま
での貸し流しと借り手の関係の中で、今間違ひなく
銀行の方が有利なんです。この国会においては銀
行さんといふのは余り強くなりませんけれども、
実際の現場においては向こうが有利に決まってい
るのですよ。そういう中で、今までの取引条件と
か取引ルールとか、そういうものがある日突然変
えられてくる。だめだったらいいますよとかわれ
たときに、それがそれを判断するのとときに、申
しわけないけれどもこの話を金融監督庁に言っ
てもいいですかと言えただけの立場を借り手につ
くってやらなければ、これは絶対だめなんです。

それ、今までの貸し流し対策では、資金供給の
面ばかりでもって借り手の立場をちっとも考
えなかつた。そういう議論がなかつた。それは、
少なくとも私のような小あきさんどの議員が少な
かつたこともあると思ふ。しかし、実際には、
そういう現場で私なんか感じていられること
とを、どうかそういう意味で、実は私が書か
せていただいたのは、中小企業庁にすれば大体や
つていいますと、後ほど公取にもお願いしま
すけれども、そういう話については現実によ
くないのだといふことをどうぞ御理解の上で、ぜひ
金融監督庁にも御答弁願いたい。大臣、もしお感
じがありましたら、御答弁願いたい。

○与謝野国務大臣 全国にはたくさんの中
小企業がございまして、せっかく政府がこういう中小企
業に対する保証を拡大いたしましたけれども、それを
知らない方がたくさんおられるといふことで、自
治省と通産省、中小企業庁では、各県の商工部
にこれを広くPRしていただくといふことをお願い
いたしました。また、政府の広報の予算を三億円
いただきました。日刊紙、雑誌、テレビ等で、こ
ういう仕組みができるといふことをPRする予定
でございます。

また、本日、全国の各県の保証協会の会長の皆
様方に東京にお集まりいただきまして、今度の政
府の大綱について詳しく説明した後、それでもや
はり一番大事なのは窓口での保証協会の職員の方
にあって、本当に親切、親身になって、中小企
業の立場に立って保証行為を行うということが大
事なことで、ただただお任せして、保証流し
といふことにならないように、各県の保証協会の
会長にお願いをしたところでございます。

先ほど官澤大臣からお話し申し上げました
ように、今は何となく銀行の立場といふのは情け
ない話になっております。これが早期に、昔のよ
うな健全な姿にいつ戻るかといふこともございま
すけれども、そのつなぎの間は、やはり政府がで
きる限りのことを中小企業等に行うというのが、

政治の責任であり、また国会の責任であると私どもは思っております。

○乾政府委員 議員が御指摘になっておられます貸し渋りについてでございますけれども、金融監督庁といたしましては、健全な取引先に対しましては、必要資金供給が円滑に行われぬ事態を生じないように、努力をしてみたいと思っております。

それで、御指摘のありました相談等の窓口でございますけれども、金融監督庁といたしましては、金融機関と利用者との間の苦情相談につきましては、基本的には、これは自己責任原則のもとで金融機関が適切に対応していくことが適当であると考へておりますけれども、しかしながら、個々の中小企業からの苦情、悲鳴に真摯に耳を傾けるべきとの先生の御指摘につきましては、監督庁といたしまして問題意識を有しているところでございまして、どのような方策が可能か、今後検討してまいりたいと考へております。

○中野(清)委員 今の御答弁で、ぜひつくってほしい、はつきりお願いをしたいと思ひます。これは日本じゅうの中小企業がみんな待っていることであるから、ぜひお願いをしたいと思ひます。

ぜひその点で、この機関が単なる駆け込み寺じゃなくて、むしろ皆さん方も含めて、金融の実態をつかめる機関にしなければいけないのだと思ひます。ですから、そういう意味では、いろいろと私も提言がございまして、その点についてはそういうふうなお願いをさせてもらいたい。私はもう一点だけ伺いたいのですけれども、できれば、その結果について公表してもらいたい。なるべく言ってもらいたい。

きには、これはだめでと言うぐらいの政府の強い指導力がなければこれはできないということだ。借手も貸し渋りについて、今まで言った議論は、少なくとも借手の手立場というものがなくならないということをお願いしたいと思ひます。

○日野政府委員 お答えいたします。具体的にはどういった方策が最もこの貸し渋り対策に金融監督庁として寄与できるかということに現在真剣に考へておりました。これはきょうはちょっとこの委員会では、今まだ準備中でございますので申し上げられませんが、恐らく今週じゅうという形です。例えばインターネットを通じて何かできるかどうかといったようなことを今検討されておりましたので、もうしばらくお待ちいただければありがたいと思ひます。

○中野(清)委員 ぜひ、そういう意味で期待しておりますし、決してただ単に政府を攻撃するのじゃないに、政府が本当にやってもらわなければしょうがないということをお願ひをしたいと思います。

時間がございますから、公取の委員長にお話をしたいと思います。私は実は、独禁法の十九条の優越的地位の乱用ということ、今まではどうも精神的訓示じゃないかと思つていたのです。でも、実際は違ふんですね、これは。何と云つてもこれが独禁法の精神であり、貸し渋りについで言えば、一つの大きな原点は、今、公取の出番だということをお願ひをしたいと思います。

その中で第一点として、じゃ公取は、貸し渋りの実態の把握に努める、そういう意識があるかどうか。それから、その実態を踏まえた上で、いわゆる類型的な行為といふものが、それを明らかにすべきだろう。しかもそれは、二十か三十か少ないと思ひます。それを、例えばこういう事例、こういう事例、こういう事例は独禁法違反でございますというのを、少なくとも新聞紙上とか、例

えは商工会議所、商工会とかいろいろなところを通し言え、借手とか中小企業はわかるわけですよ。だったら、今度はそういう点について公取にも願ひするとかという話はありませんけれども、今何が独禁法違反だとわかつていない。それをどういふふうにするか、その点についてのお考えをいただきたい。その点をまずお伺ひしたいと思ひます。

○根来政府委員 たいだいまお尋ねの第一点でございますけれども、これは国会でも政府内でもいろいろ御示唆がございまして、本年に入ってから実態調査をいたしております。主体は中小企業団体であるが、若干独禁法違反のにおいといひますか、においはかかれるわけでありまして、疑いには至っていない、そういうことでございますので、さらに対象を広げまして、さらに深く掘り下げまして実態把握に努めたい、こういうふうにお願ひをいたします。

それから、行為の類型化でございますけれども、これも教室の問題として言うのはたやすいのでございますけれども、一つは、やはり具体的な事案に即して申し上げた方がよからうという考へ方でございますので、その実態調査を終え次第、御意見に沿うような形で対処したい、こういうふうにお願ひをいたします。

○中野(清)委員 根来委員長にぜひこれは期待をしております。ぜひ、独禁法というものが、公取というものがそういう意味では貸し渋りに対する有力な味方であるということ、国民の前にこれからPRをしてみたいと思ひます。そういう意味で、実は私も根来さんに商工委員会で何回かお願ひいたしました。いわゆる独禁法の相談ネットワークというのを全国の三千三百の商工会議所、商工会とつづけていただくことを、委員長の方も頑張つていただいて、八月から一生懸命やっております。そのことは私は高く評価しております。それだったら、このネットワークというものを活用して、今委員長は具体的

な事例が欲しい、具体的な問題ならと、そのとおりだと思ひますから、それをどういふふうにするか、その点が一点。

それからもう一点は、現実に独禁法というすばらしい法律がある以上は、具体的に金融機関でそういうような事例があった場合には、私は、やはり何らかの厳重な公取としての措置をする必要がある、そのことが大事だと思ひますけれども、いかがでしょうか。

私は、先ほど実は通産大臣や大蔵大臣、それから監督庁に申し上げましたけれども、借手の手立場で言えば、本場の話が、借りに行って断られたときに、これは向こうが判断するのだからしょうがない、そのときに、少なくとも金融監督庁に行つて申し上げていいですかということがまず第一点だ。

もう一点は、独禁法の違反があるのじゃないですかということが言えるということは、これは少なくとも交渉力として、今までが十対一だったのが八対二ぐらいになるだろうという意味では非常に大事だと申し上げておりますので、どうかそういう意味で御理解願ひながら、公取委員長、御答弁願ひたい。

○根来政府委員 これは、衆議院の商工委員会でも委員を初めいろいろな方々からいろいろな御要請があり、また御示唆がございましたので、ことの八月から、独禁法相談ネットワークというものを御願ひいたしました。商工会議所なり商工会をネットワークにしまして情報をちょうだいする、あるいは我々の立場を理解していただく、こういう相互協力といひますか、そういうネットワークをつくつておられるわけでございます。残念なことには、発足がおくれたものですから、まだこれを十分に活用はいたしておりませんけれども、御趣旨に沿つて、このネットワークを活用して実態調査をいたしたいと思ひます。

しては、厳正に対処することは申すまでもないこととさせていただきます。

○中野(清)委員 では、時間がありませんから、最後に一点だけ通産大臣にお伺いしたいと思うのです。

いろいろございますけれども、先ほど大臣は保証協会の話をされました。それを含めていろいろ御注文がありますけれども、それも大事だけれども、まず第一に、民間金融機関の問題について、ぜひ、先ほどの御答弁では保証協会とか自分の立場のことばかりが御答弁にあったけれども、それは御理解願いたいということが一点。

それからもう一点は、組合金融というのも大事なんです。商工中金によるこの組合金融、ことし百六十一億円出資がありました。大事なところだと思っております。これからの、そういう意味でこの組合金融を通しての貸し流し対策、これをやる必要があるだろう。

特に今、いわゆる組合というものが革新しなければならぬ、刷新しなければならぬという大きな曲がり角にありますから、それだけにこの問題については非常に大事と思っております。まだほかにも中小企業の問題についていろいろ通産大臣にお願したいことがありますけれども、その一点だけお願いしたいと思います。

○与謝野國務大臣 商工中金は組合が出資してつくったということは先生の御指摘のとおりでございます。こころいふものを強化しろということも、先生のお考えに私は全面的に賛成でございます。

ただ、商工中金に關しましては、閣議決定がございまして、自立性を高めるとかあるいは政府の出資に対する物の考え方というものが決まっておりますけれども、そういう閣議決定の範囲を逸脱しない範囲で、今後とも商工中金の基盤を出資という形で強くしていくことは、全体として私は大切なことだという先生の御趣旨は全面的に賛成でございます。

○中野(清)委員 終わります。

○相沢委員長 これにて中野君の質疑は終了いたしました。

次に、西川太一郎君。

○西川(太)委員 引き続き、自由党の西川でございますが、質問をさせていただきますと思っております。

長銀の検査結果が出てこないといいますが、まだ終わっていないという御答弁がしばしばあって、本当は八月の下旬に終わっているのじゃないかという考え方、観測もあります。なぜ公表しないのか、あるいはできないのか。つまり、そこらのところを私どもとしてははっきりさせてほしい。

特に、飛ばしの疑いのある子会社、孫会社、こういうところに対する銀行法の規定があるから立入検査もできないとか、また政府委員の五味さんは、個別の検査の結果の内容ということになりまして、これを世の中に公にすることは御勘弁いただきたいというふうに住じます。それはなぜかという、取引先に不測の損害をもたらすおそれもある、こういうことをおっしゃっているわけですね。

しからば、長銀が現在自己資本が連結で五千五百億円残っている、こういうふうなけさの報道に、長銀の頭取代行が会見をしてそういうことをおっしゃっている。決算上、長銀は債務超過じゃないのかという疑念が絶えない、こういう記者の質問に対して、「決算書上、事実ではない。三月末の自己資本は単独で七千八百億円、連結で一兆円ある。九月末時点の予測でも、自己資本に業務純益や不動産売却益を加えると、七千五百億円の不良債権を処理しても、単体で千六百億円、連結で五千五百億円の自己資本が残る」、こういうふうな言っているのですが、都合のいいところだけ連結と言っているのですよ。

連結すれば、子会社やそうした会社の不良債権もよしい込むことになるのじゃないですか。そこを公器である新聞に、今話題の銀行のトップ

が、こういう国民をたばかるようなことを言うこと自体、しよせん金融監督庁から出てくるそういうデータが不足しているから、情報を開示してないから、それをいふことに、この場をしのいでおけばそんなものは表に出ることはない、こういうことであるから私はこうなるのだと思うのです。

国民の貴重な金をつぎ込むということに対する認識が欠けていると思えますけれども、これは通告してないので、けさ新聞を見て思いついた質問でございますので、恐縮でございますが、私は、政府委員というか、これは所管外ですから、まず金融監督庁の長官に伺います。

○日野政府委員 お答えいたします。

お尋ねの新聞報道は、私も、今お話のあったような報道がなされ、記者会見が行われて、頭取代行が今お話しされたようなことを記者に対して述べたということがけさの新聞に載っていたことは承知しております。

これは、長銀のことし三月末での決算を前提としたお話であらうかというふうに住じます。果たして三月末の決算あるいは自己査定が正しいかどうかというのを私どもは今検査させていただきます。

それから、連結ベースを何か都合のいいところだけというふうなお話でございまして、連結は、御案内のとおり、現在の法律では五〇%以上の子会社というところでコンソリデールされているわけでございますが、恐らくそれも、ことしの三月末の自己査定あるいは公認会計士、監査法人の監査を経た上でそういう結論に達したものと、うふうに考えているわけですね。それが果たしてどうかどうかということは今私どもは検査させていただきます。

ただ、これら私どもは、決して、ここで述べられたことを私どもとしてはうのみにしたことではないことを、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

○西川(太)委員 長官、うのみにしてないとか

信じていないならば、その証拠を出してください。あなたたちは一向にそういうことを開示しないで、五里霧中の中で、国民の税金をここに投入しなければシステムリスクが起るとか、日本発の世界大恐慌が起るとか、そういう話ばかりじゃないですか。そんな乱暴な議論はないですよ。さちと根拠になる数字を示して、そして国民も納得して、一人幾らこういう日本の金融制度を守るために出そうじゃないか、そういう議論じゃないのですか。その基本が私は非常に不満です。そのところをちょっと御見解を。

○日野政府委員 たびたびお答えしていることとさせていただきますが、現在、私自身が検査の結果を報告して待つという状態でございます。内容を知らないので、先生御自身もそうだと思いますが、あるいはここにいらっしゃる先生方皆様もそうだと思いますが、私自身も同じような気持ちで今検査が終了するのを待っているところでござい

○西川(太)委員 だが検査して、監督庁長官たる者がそれを急げとか督促できないのですか。または、そのために、焦眉の急であるこの重要な問題について大蔵大臣と御協議なさったり、いろいろ所管の、私その辺はちょっとまびらかでありませんが、そういう方々と相談をして、スタッフをふやすとか、もっと早く出せ、そういうふうな、すぐできないとおっしゃるけれども、すぐできない理由があるなら、それも長官に教えていただきたい。私、全く素人ですから、その辺を教えてください。

○五味政府委員 今回の十九行検査は、限られた人員の中で人数をやりくりして行っており、徐々に立ち入り終了している銀行がござい、まずのは先ほど御紹介申し上げましたが、長期信用銀行につきましては、御承知のように、合併したその後の公的資金の注入というものの申請をする予定があるということでございまして、当初の目的でございます三月期の資産の査定に加えて、その後の状況というものをできるだけ実態

把握してくれ、こういう新しい事務負担が生じておられます。

実際、検査と申しますのは、人数が多ければ早く終わるものではないかと。でございませぬので、来年度の予算要求でも百名以上の検査官の増員をお願いしているわけにございませぬけれども、一行の検査につきまして段取りを踏んでやっております過程で、ある段階まで進みますと、その後は人数をふやしても一人当たりの時間短縮効果と申しますのは、ラインシートをチェックいたします過程では人手の要る場面というのがございませぬけれども、その場面では、追加投入も長銀の場合にございませぬ、現在の、その後の状況のフォローアップあるいは公認会計士との議論、こういったところを達してきておられますので、なかなか、人をふやすと短縮できるという状況にないというのを御理解いただきたいと思っております。

ただ、こういう状況でございませぬから、できるだけ急いでほしい、ただきちんと見てきてほしい、こういうふうな指示を出しているところでございませぬ。

○西川(大)委員 私、テクニカルなこととはよくわかりませぬ。しかし、国民の代表の一人として、素朴な理屈で言え、実態がわかっていないのにそこに公的資金をつぎ込まなければいけないとか、実態がわかっていないのに住友信託銀行に合併を強要してみたり、こういうことが通るのであるか。そんなのはわかっていないに違いないんだ、意地悪く言え、わかっていないけれども公表できないというのが実態じゃないかというふうに思っております。

○日野政府委員 お答えいたします。これもたびたび御答弁申し上げているところでございませぬが、金融機関の合併は、銀行法あるいは長期信用銀行法によりまして、内閣総理大臣の認可を要することとされております。また、この内閣総理大臣の権限は、設置法あるいは銀行法上、金融監督庁長官に法定委任されております。金融監督庁といたしましては、来年度の合併が実現するまでの間、いろいろなクリアしなければならぬ手続、要件というものがございませぬので、随時合併の当事者からお話を伺っているところでございませぬが、私の直属の上司であります総理大臣がそういった権限をお持ちでございませぬし、これは総理大臣にも御報告しなければならぬというところで、総理大臣のところにも同席させていたいただきたいというところでございませぬ。

○西川(大)委員 持ち込むというの、理由があるから合併を望むわけだし、そのために、実は長銀と住信では長い間、インフォーマルな形にあってたにせよ、協議を続けてきたという事実があるわけですよ。だから、先ほどの政府委員の御答弁で、ラインシートのチェックは終わった、こうおっしゃいましたね。そうしたら、あと集計すればいいんじゃないですか。

○五味政府委員 ラインシートそのものの初期的なチェックは終わっておるというところですが、その後の状況の変化を追跡いたしますためには、さらなるラインシートのチェックが必要でございませぬ。それは、大口の貸し付けなどに對します三ヶ月の決算の後の資産の劣化状況というものをみるためには、その債務者に対する貸し付けの明細というのチェックする必要があるわけにございませぬから、これを見ないで検査をしてきたということにはなりません。

○西川(大)委員 私、テクニカルなこととはよくわかりませぬ。しかし、国民の代表の一人として、素朴な理屈で言え、実態がわかっていないのにそこに公的資金をつぎ込まなければいけないとか、実態がわかっていないのに住友信託銀行に合併を強要してみたり、こういうことが通るのであるか。そんなのはわかっていないに違いないんだ、意地悪く言え、わかっていないけれども公表できないというのが実態じゃないかというふうに思っております。

○西川(大)委員 それは、二つの私企業間の合併契約の内容でございませぬので、そういうことを住友信託側が言い、そういうことを長期信用側が承諾した、そういう二行の間の契約と申しますもので、それについて立ち入って政府が何か申すべきものではないだろう、私は直接主管大臣でございませぬけれども、そういうふうな思っております。

○西川(大)委員 大蔵大臣は、合併交渉のときに総理のところにも同席しておられて、こういう話は御承知だと思っております。私がお尋ねをしたのは、私が官庁大蔵大臣にお尋ねをしたか、要するに健全債権は、住信としては当然だろう、要するに健全債権だけを引き継ぎたい、こういうふうな御感想をお持ちになったんじゃないかと思っております。実は、住友信託銀行の幹部に聞きたいところでございませぬ。

○西川(大)委員 結局、収益性のある資産、また

多少のところはあるかもしれないけれども、残る五行の検査も必要でございませぬ、基本的には、現在は債権分類、債務者分類というところを見て、こういう段階になっておられます。なお、検査がある程度方向性が出てきているものについては、並行して内部でバックオフィスの方の精査を行う、こういう段階になっている、こういうことでございませぬ。

○西川(大)委員 だったら、さっき私の質問にそういうふうな率直に答えればいい。それは、ラインシートのチェックは終わったとおっしゃったじゃないですか。今、初步的な初期のなか、何かわけのわからないことを言っていて、そういう答弁じゃ困るんですよ。こっちは限られた時間の中でいろいろなことを聞こうとしているんだから、そういうことは本当に迷惑な話であります。

○西川(大)委員 大蔵大臣にお尋ねをするわけにございませぬが、住友信託銀行は、高橋社長が記者会見等で、健全債権しか引き受けたい、こういうふうな言っています。これを、御感想で結構でございませぬが、どういふふうにお受けとめになっておられますでしょうか。

○西川(大)委員 大蔵大臣は、合併交渉のときに総理のところにも同席しておられて、こういう話は御承知だと思っております。私がお尋ねをしたのは、私が官庁大蔵大臣にお尋ねをしたか、要するに健全債権は、住信としては当然だろう、要するに健全債権だけを引き継ぎたい、こういうふうな御感想をお持ちになったんじゃないかと思っております。実は、住友信託銀行の幹部に聞きたいところでございませぬ。

○西川(大)委員 結局、収益性のある資産、また

ありますけれども、なかなかそれは出来ないから、いわゆる引き受けが可能な健全債権の定義というものは、大蔵大臣や金融監督庁長官はどういふふうにお思いでございませぬでしょうか。

○日野政府委員 八月二十一日に発表されております高橋社長のステートメント、「報道各位」と題するステートメントがございませぬ。ここには、「正常先債権のみの承継」、こう書いてございませぬ。

これは、これから合併交渉を両行が行うに当たっての前提として住友信託銀行が公表しているところをございませぬ、恐らくこれは、両行の間でこれから、つまり、長期信用銀行のバランスシート上、貸出先債権と書いてあるところの一つ一つの債権について、デューデリジェンスによってチェックしていく際に、これは正常先債権であると例えば長期信用銀行が申ししたとしても、住友信託銀行が、いや、これはうちの方では正常先債権とは認識していないということになれば、それは恐らく、合併の際に引き継がれるべき長期信用銀行の財産の中に入っていないのではないかなと思っております。ただそこは、両行の合併交渉で、あくまでもネゴシエーションでございませぬので、そこは両行の間の話し合いでそれぞれ決まってくるのだらうと。

ただ、何がその基準になるかといえますと、やはりそれは、合併は、申し上げるまでもなく、長期信用銀行の株主が自分のところの会社の財産を住友信託銀行に売却するわけにございませぬので、自分の方ではできるだけ高く売ろうとするのは当然でございませぬ。また、買手方はできるだけ安く買いたいと思うのは、これは契約でございませぬから、当然そうなるだらうと思っております。

つまり、そういう意味でできるだけ正常先債権のみの承継をしたい、そういうことで恐らく、高橋社長の報道各位に対するステートメントの中に盛り込まれていることを、私はそういうふうな解釈しているところでございませぬ。

よ。処理を必要とするなら破綻銀行なんですよ。私のような弱い頭でもそのぐらいのことわかるのに、賢い方はこういうことがわからないわけないんで、これは意図的にやっているなと私はにらんだので、要するに、経営状況に不都合があると考

金融監督庁として、これに対してコメントする立場にはないということをお話をひとつ御理解いただきたいと思ひますが、事態の推移につきましても注視してまいりたいと思つております。

けれども、そういうときに一方で政治献金を、受けるといふ方も受ける方だけれども、出すという方は、私は全く危機意識というものが無いということをお思ひます。

終わります。どうもありがとうございました。○山本(有)委員長代理 これにて西川君の質疑は終了いたしました。次に、木島日出夫君。○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。

それから、あと六分ぐらいいかないので申し上げたいと思ひますが、昨日外電で、先ほど岩國先生からもお尋ねがありましたけれども、またその前の方々からもお話があったと思ひますが、アメリカの株主が長銀を提訴した。アメリカの場合には、債権を銀行が放棄すると、その放棄して

最後に、実はこの間参考人で大野木頭取にお尋ねをしたときに、私もちょっとつかつてございましてたけれども、政治献金の問題についてお尋ねしたんです。

政治資金の件も含めて、元総裁であられる大蔵大臣に御感想を伺いたいと思ひます。○宮澤國務大臣 政治資金のことは、ちょっと、私存じませんで、にわかにお答えができません。お許しをお願ひします。

○乾政府委員 米国におきましてそのような訴訟が提起されたということは、長期信用銀行から報告を受けております。○木島委員 報告の内容を具体的に御説明願ひします。

つまり、何が言いたいのかというと、政府側はデリバティブがどうか、いつもそういう話をしますよね。しかし、実際に国内で、日本リースだとかランディックとかエヌイーディーだとか、百に及ぶ関係会社の債権を、全部とは言わないけれども、日本リースについては大変多くの額を放棄する。その結果、こういう国際的な事件に発展

私もおそれだまされてしまつて、そうかいなと思つて、よく調べて、またいろいろしたら、平成九年も、実は七、八だけじゃなくて九年も、何と八年と同額、全く同額の千八百四十八万円を自民党に献金していることがわかつたのです。つまり、合わせて八千万も献金している。

それから、大体、きょうのこの長銀の頭取代行の会見でも、さつき指摘したような都合のいいところは、私には、さらに、ふざけたことを言っているんだ、この人。長銀にはのれん代が相応にありなん

○乾政府委員 訴訟提起日は九八年の九月一日、ニューヨーク州連邦地方裁判所というふうに承知しておりますが、金額、内容等につきましてもは答弁を控えさせていただきます。○木島委員 これは本当に重大な事です。宮澤大蔵大臣は、今度のこの合併のスキームができなければ長銀は立ち行かなくなる、日本の金融シ

○日野政府委員 長銀の株主のサード・アベニュー・パリュウ・ファンドがニューヨークで長銀、住友信託を相手取つて株主代表訴訟を提起したという事は報道等で承知しております。これはあくまでも銀行と株主の問題でございまして、

これは、資本金もお願ひする、こういうことになりました。金も御遠慮するといふ考えであります。

○西川(大)委員 私は、もう死後何カ月もたつておると思ひますけれども、そこは法医学の権威じゃありませんからあれですが、やはり国民は、最後に申し上げれば、もっとも徹底した情報開示、それが前提でこういう議論が成り立つのだというお話を思つておると思ひます。これをばきり申し上げて、時間でございますので、質疑を

終わります。○山本(有)委員長代理 これにて西川君の質疑は終了いたしました。次に、木島日出夫君。○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。

システムに重大な影響が出るまでおっしゃられた。無関心ではいられない。一体、幾らぐらいの損害賠償を、なぜ起こされたのか、これをつかんで、やはりここで報告すべきだと思うのですが、大蔵大臣の方はつかんでおられますか。

○官澤内務大臣 私の方で存じません。

○木島委員 長銀がかりそめにも公的資金をもらい受けようという考えで今でもいるのなら、やはり堂々と、このぐらゐ裁判を起こされた、こういう理由で起こされた、株主から起こされたという開示できなくて、何で公的資金を請求できるのでしょうか。言うべきだと思ふのですよ。何で長銀をかばうのですか。裁判を起こされたなんというのには天下の周知の事実じゃないですか。秘密事項じゃないじゃないですか。

○乾政府委員 先ほど申し上げましたように、これは訴訟でございまして、双方がそれぞれ、法廷に出るまで恐らく秘密にしておきたいという事柄がいろいろあるかと思ひまして、それを当庁から明らかにすることは、これは差し控えるべきと考へております。

○木島委員 報道によりますと、日本長期信用銀行が系列ノンバンク三社にまだ返済能力があるのに三社に対する債権を放棄すると発表したため、長銀の株主として損害をこうむったというのが請求の理由となつておられることが報じられております。

○木島委員 株主でないのに、この裁判では、合併を受ける、数済合併をする住友信託銀行まで被告にされたという状況であります。

住友信託銀行の方からは事情聴取してあります。

か。九月一日のようですから、かなり時間がありませんが、どうですか。

○乾政府委員 住友信託銀行からは内容の聴取をいたしております。

○木島委員 こんな非常に重大なことを関係銀行から聴取していないというのは、私は怠慢だと思ふのです。金融監督庁として怠慢だ。

やはり報道によると、債権放棄は日本政府の圧力で長銀を合併することになった住友信託の意向を受けて行われた、そういうことで、連帯責任、共犯だということで住友信託銀行が被告席に立たされた。そうだとすれば、共犯は住友信託銀行だけじゃなくて、これをやらせようとしている官澤大蔵大臣、小淵総理大臣、みんな共犯になつても仕方がないような裁判ではないでしょうか。

住友信託なり長銀は、こういう裁判を起こされて、今どういう認識でいるのか、それもつかんでいないのですか。

○乾政府委員 これは、先ほどからお答えしておりますように、訴訟の話でございまして、当庁としてコメントする立場にないわけでございますけれども、いづれにいたしましても、事態の推移については注視してまいりたいと考へております。

○木島委員 こんなに秘密主義、口ではディスクロージャー、ディスクロージャーと言つていますが、大事なことにしては全く目をふさごうとする、こういう監督庁の態度は本当に許されないと私は思ひます。

しかし、押し問答になつて時間がなくなりまして、質問を交へます。

きょう、同時刻に、参議院の金融特別委員会では、長銀頭取を初め四社の代表を呼んで参考人質問が行われております。先ほど長銀の大野木頭取から、長銀には関連会社、親密会社が二十九あるとはつきりとお答えが参議院金融特であります。

そこで、お聞きいたします。金融監督庁はこの事実を既に把握されておりますか。

○乾政府委員 これも従来からお答えしておりますけれども、個別取引に関する言及は差し控えたというふうに考へておりますので、御理解願いたいと思ひます。

○木島委員 そんな態度で、長銀への公的資金投入は是非か、国会じゃ審議できないと私は思ふのです。

答弁させていただきます。

○乾政府委員 今、手元に持つておりませんけれども、長銀に関連会社があるという事は承知しておりますけれども、参議院の方でお答えになつた二十九という数字につきましては、ちよつと今にわか承知しておりません。

○木島委員 もう大野木頭取が国会ではつきり発言している、こんなことはもう金融検査ですぐわかるはずのことです。名前を言えとまで参議院では要求されまして、参議院では、大野木頭取はディスクロージャーもやぶさかでない趣旨の話をしているのですから、全然隠す理由はないですよ。

では、こういう聞き方をしましょう。関連会社というのはどういふものですか。親密会社というのはどういふものですか。その概念を聞きまして、伏屋政府委員 私どもの方は証券取引法を所管する立場で、関連会社といふのは、会社が他の会社の議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、当該会社が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて当該会社の財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる場合における会社をいふ、これが関連会社でございます。

今先生が言われました親密会社といふのは、ちよつと法律の定義がございせんので、また、現に当該銀行がどういふ意味でそれを使われているかはちよつと私も存じません。

○木島委員 これも、長銀では当然のごとく親密会社といふ概念を使つておられるわけですから、こういうものがどういふものであるかをつかんでいな

います。私は事前に長銀からレクチャーを受けておりますが、長銀としては、関連会社、親密会社には当然日本リースも入つておられます、日本ランドリックも入つておられます、エヌイーディーも入つておられますと答弁されておられます。

そこで、次の質問に移ります。

実は私、前回、長銀の大野木頭取を初めとする参考人質問のときに、ある物件についての問題を指摘いたしました。質問をいたしました。さらにいろいろ調査活動を進めた結果、今日までのところ、十の物件についての事実が浮き彫りになりました。それをまとめた文書にしておられます。当委員会に委員長の許可をいただきまして配付をいたしました。ごらんをいただきたいと思ひます。長銀の関連会社、親密会社所有の物件と、それらの物件に対して長銀が担保権をつけているかについて、登記簿謄本等を精査して行つた調査の中間での取りまとめであります。

ここに指摘しているのは本当に氷山の一角、私どもには何の強制捜査権もありません。長銀の帳簿を見る権限も、私は株主ではありませんから、ありません。本当に外形的にうかがうことができる、法務局等を通じてうかがうことができる、調べただけであります。そんな本当に簡単な調査でも、これだけの問題が出てくるわけでありまして。

長銀の関連会社、親密会社が所有権を持つて、しかも、長銀はもちろんのこと、どの債権者からも抵当権、担保権の設定のない、いわゆるさらな物件、これが五つ出されました。

一つは、株式会社日本リースが江東区福住に持つて六階建てのビル。一つは、これも関連会社、親密会社の一つであります。株式会社長友、問題になつておられます債権放棄の対象である日本ランドリックが共有しております。港区新橋の九階建てのビル。関連会社の一つ、ファーストクレジットが中央区日本橋に持つて七階建て、地下二階のビル。それから、これも関連会社

社、親密会社の一つ、有楽町総合開発が中央区新富に持っている十階建てのビル。それからもう一つ、日本リースが浜松町に持っている十階建て、地下二階のビル。

これはいずれもすさまじい大きな建物でありますし、その土地もあるわけでありますが、全部無担保であります。とても長銀は関連三社に対して五千二百億円の債権放棄をするような状況ではないと思うのですけれども、金融監督庁、こういう事実は把握しておりましたか。

○乾政府委員 繰り返して恐縮でございますけれども、個別の案件につきましては答弁を差し控えておきたいと思っております。

ただ、一般論として申し上げますと、個別の融資等にかかわります審査、管理の適切性などに関する責任につきましては、何よりも長銀の経営者みずからが厳しく判断し、さらに株主等が総会等において追及されるべきものと考えております。

○木島委員 先日の私の質問に対して長銀の大野木頭取から、後刻調査の上、回答いたしますというこの委員会での御発言があり、それに従って先日、長銀から金融安定化に関する当委員会に対して回答がありました。浜松町の案件について回答がありました。こういう回答であります。

当社資産の中で極めて限られた資産である不動産を多数の債権者の中の一部の債権者のみに提供することは、全体の債権者に対して公平を欠くことだから、これを行っていない、これは日本リースの立場からでしょう。自分が所有している物件について、それは極めて資産として限られているから、しかし債権者はたくさんある、一部の債権者のみに提供すると不公平になるから、それはやっではない。要するに、無担保で財産を持っているという意味なんです。

そして、さらに一点だけ。現時点で、当社、日本リースのごとくです。当社が不動産を担保として提供している先は日本開発銀行のみ、こう聞いている。日本リースから長銀はこう聞いている。要するに、これを裏づけているわけですね。

日本リースとしては皆さんの土地建物を持っている、しかし、それは無担保だ。長銀がメインバンクである、長銀から二千五百億円を超える借金がある。しかし、長銀さんにも担保を入れている。こんなことを放置していくことは許されるんですか、長銀として。ほかの銀行との公平などという問題じゃないですよ、今長銀は倒れるかどうかの寸前ですよ。押さえられないじゃないですか。担保をとればいいじゃないですか。親密会社、関連会社なら、いつでも、お、抵当権設定契約に判を押せば、印鑑証明持っていって、あしたにでも抵当権設定登記できるじゃないですか。何でやらないのですか、やらせないのですか。やらせなかったら、金融監督庁の価値はないじゃないですか。

○日野政府委員 先ほど、高橋社長のステートメントというところの中で三項目があったと思っておりますが、その第一項目は、正常先債権しか引き取らない、それから第二項目が、関連会社、親密会社は整理する、こういうことが合併の話し合いの前提条件だということが住友信託から提示されているわけでございます。

そこで、その合併の相手方となっております長期信用銀行は、合併を実現するためには、住友信託から提示されておりますその条件を履行いたしましたと合併が成立いたしませんから、今真剣になって、住友信託との合併に向けた手続の中でそういうことを進めているのであろうかと思っております。

それからもう一つ、ある物件を担保なしで所有していることが何か問題であるかのような御指摘がございましたけれども、それは決してそんなことではないと思っております。むしろ、それは単なる所有権があるという表示をしているだけだと思います。それから、日本リースをどのようにしてこれから、つまり、つぎに、プロラタ処理といったようなことになしに、再建計画の中で、こういった方策がそれぞれの債権者にとっても最もふさわしいということに恐らくお考えになったんだらうと思っております。

これは、日本リースをこれからどうやって再建していくかというその再建計画の中で考えるべきことでありますので、それは当然のことながら、その関係者がそれぞれの知恵を出して日本リースをこれからどうするかというのを考えた結果、長銀としては、もうこういって方法しかないということになったというふうに私は理解してるところでございます。

○木島委員 何をしておるんですか。逆立ちしているんじゃないんですか。何で日本リースを助けて、長銀が実際上もう消えてなくなるんですか。これで、長銀の立場に立ったらどうなんですか。大蔵大臣、どうですか。長銀の株主から見たらどうですか。

二千五百億円貸出金がある。しかし、債権者である日本リースは、もう経営が大変だから債権放棄してくれ。放棄してあげましょう。そういうことを今やろうとしているんです。自分の自己資本に穴があくというんでしょう。自己資本に穴があく、そんな状況にある長銀が、何で担保が目の前にあるのに担保をとらないんですか、債権回収しないんですか。おかしいじゃないですか。それで公的資金なんて本当におかしいんじゃないんですか。

○日野政府委員 同じ答弁で恐縮でございますが、「関連会社、関連親密先の同行による責任を担った整理」ということがこの合併の前提になっているわけでございます。合併をやめようと思えばそれはやめればいいわけですが、とにかく合併しようとする以上は、相手方との契約ということですから、これをやはり履行しなせんと合併が達せられないということをやっているというふうには理解しております。

○木島委員 こんなことをやっているから、アメリカの株主から裁判を起こされるんです。株主から見たら当たり前じゃないですか。長銀が今、合併したらなくなる、合併比率九対一で十分の一になっちゃうかもしらぬ。もう株券は二束三文、紙切れになる寸前ですよ。今、それで、最大の貸出先が日本リースだ。日本リースはもう全国各地にこういう無担保の物件をたくさん持っている。何で抵当権をとって債権回収に努力しないんだ。努力しただけじゃない、放棄する。これはもう明らかに商法四百八十六条の特別背任じゃないですか。

法務省を呼んでみます。どうですか。債権者たる金融機関が、自分も身がもたないほど非常に厳しい状況にある、貸出先がある、しかし担保が目の前にある、それもとらずに逆に債権放棄しようとする。特別背任じゃないでしょうか。

○松尾政府委員 一定の状況を想定されて犯罪の成否をお尋ねでございますが、具体的事件における犯罪の成否は、捜査機関が収集した証拠に基づいて判断されるべき事項でありますので、法務当局として、あくまで申し上げるべき性質のものではないと考えております。

ただ、一般論として抽象的に申し上げるということでお聞きいただきたいと思っておりますが、先生御案内のとおり、特別背任罪の構成要件は大きく分けて四つございます。一つは、取締役等という、その立場の問題です。二番目は、「自己若くは第三者ヲ利シ又ハ会社ヲ害セントシテ」これは二番目の要件でございます。三番目は、その任務に背くことでございます。四番目は、会社に財産上の損害を加えたこと。この四つが要件とされています。

債権とこれを担保する抵当権の設定の懈怠の問題でございますが、今申し上げた要件の中で、具体的証拠で認定される事実関係のもとで、主として二番目ないし四番目の要件が満たされれば特別背任罪が成立する場合があるということになるかとと思っております。

○木島委員 時間がありませんから、この問題、皆さんの判例が集積されておまして、古くは大正十五年、背任罪が認められた事件で、銀行の金貸し付け並びに取り立て事務を担当する者が、貸付元利金の取り立てを放棄に付する結果、

銀行に財産上の損失を加えたる場合においては、その貸付元本はもろろん、複利の方法により算出したる利息もまた背任行為に基づく損害であると。最近では、有名な、千葉銀行にかかわる背任事件なんかも集積されているわけでありませう。もう明らかにこれは背任です。

もう一つ、皆さんにお配りした資料二のところでもありますが、長銀の関連会社、親密会社が所有権を保持している、そして長銀が担保権を取得している物件が五つ見つかりました。

先日私が指摘したのが一です。有楽町リゾート開発株式会社が一昨年所有権をとりました。そこに、長銀が慌てて平成十年八月二十七日に極度額百九十億円の根抵当権設定仮登記だけを辛うじてつけた。

二つ目、日本ビルプロヂェクト株式会社の所有する芝の物件。建物は十五階建てのビル。四百億円の根抵当権を長銀はとっております。

三つ目は、関連、親密会社であるエー・エル・エーが港区芝に持っている十一階建てのビル。これも長銀が、平成五年ですが、百五十一億二千万円の根抵当権の設定仮登記を持っておる。

そして四番目が、株式会社銀座二丁目ビル。中央区銀座の二丁目にある十四階建て地下三階建てのビルですが、これも長銀がことし八月十四日、慌てふためいたように五百億円の極度額の根抵当権設定の仮登記をしておる。

五つ目は、株式会社箱崎シティ開発。これは中央区日本橋箱崎町の六階建てのビル。これも平成十年八月二十日、直前でありませう、六階建てのビルに極度額四百六十五億円の根抵当権設定仮登記をしておる。

金融監督庁、これらの事実、つかんでおりますか。

○乾政府委員 たびたびのお答えで恐縮でございますけれども、個別の取引についての答弁というのは、これは差し控えていただきますかと思っております。

○山本(有)委員長代理 質疑時間が終了しております

ます。御協力くださいませう、お願いします。

○木島委員 はい、終わります。この極度額は、債権額とはイコールではありません。担保にとる枠であります。しかも、これはほとんど仮登記であります。本登記ではないのです。この極度額を全部集計しただけでも千数百億になるんですよ。これが本当に担保権が回収できなければ、もう債権放棄の必要がなくなる。ましてや、さっき言ったように、日本リースその他長銀の関連、親密会社には無担保の土地建物(一等地)に眠っているわけでありませう。これを放置して関連三会社の五千二百億円を放棄する、それで自己資本に穴があいたから公的資金の投入などというものは、断じてこれは認められないということを実でもって明らかにして、質問を終わります。

○山本(有)委員長代理 これにて木島君の質疑は終了いたしました。

次に、濱田健一君。

○濱田(健)委員 改めて政府にお尋ねしたいのですが、政府は、この委員会の審議を通じて、現行の金融安定化緊急措置法の枠組みで長銀への公的資金、税金の投入が可能であるという姿勢を一切変えていられないと思っておりますが、今もそうだとどうふうに認識してよろしいでしょうか。

○宮澤国務大臣 長銀からその申請がございましたら、危機管理審査委員会においてそれを審査される、その場合の基本法はこの法律であると存じます。

○濱田(健)委員 審議を通じて、長銀は破綻しているのではないかとという声も、一つ一つの数字等出しながら明らかにしつつあると私は思っております。政府が投入できるというふうに判断をしておられるのであれば、八月二十日に住友信託を呼ばれたように、長銀も改めて総理が大蔵大臣が呼んで、早く危機管理勘定十三兆円の借り入れの申請を三月のようにしなさいよと言われた方がいいのではないかと。ますます体力が弱ってしまっていくのではないかと。長銀を救おうということであれば

そういう手だてが必要ではないかというふうに思うのですが、いわゆる金融監督庁が審査の結果を今月中に出すやに聞いておるところでございますけれども、それらを待っておられるのではないかと。もうもうにも考えるのですが、いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 先ほど申し上げましたのは、重ねて申し上げますが、もし申請が出されれば危機管理審査委員会はこの法律に基づいて審査をせられるであろう、こう申しましたので、正確に再度申し上げておきます。

それで、ただいまの後段のお尋ねでございますが、長銀と住友信託銀行との合併の契約の基本的考え方、これはもう御存じのとおりでございますが、それについての交渉が進んでおるものと存じますが、その中には、住友信託銀行の方で、いわゆるデューデリジェンスによって自分の方の責任で精査をするということもございました。長銀としては、今この段階で申請をするその時期ではまだないかと判断をしておられるものと想像をいたします。

○濱田(健)委員 金融監督庁長官にお尋ねします。先ほどの質疑の中で、ほぼ長銀についての下調べは済んだという答弁があったわけですが、長銀に関する検査は今月中に終了するというふうに理解してよろしいですか。

○五味政府委員 先ほど申しましたのは、三ヶ月の決算の審査をいたします過程で、さまざまなラインシートのチェックから始まる審査というものの一番人手のかかる時期というのが山を越しているということでございますが、その後、今度はその後に起こっておりますさまざまな事柄の審査の限りの実施把握を行うという必要がございます。そのための審査が続いておりますという状況でございます。いまだ立ち入り中でございます。

できるだけ早くこれを終了させたい、しかし内容的にはきちっと見てきてほしい、こういうこと

でございます。いつ終了するというのがなかなかはっきりと申し上げられる状況にないということでございます。

○濱田(健)委員 今の答弁であれば、長銀と住信の合併というものの、この委員会の審議を通して、超過債務に陥っていたら十三兆の公的資金の枠が使えないということがはっきりと表明をされているわけでございますので、この金融監督庁の調査の最終、そしてその結果が大きくこの長銀と住信の合併劇に影響するものと理解してよろしいでしょうか。

○日野政府委員 お答えいたします。この十三兆円の勘定から公的資金を注入していただきたという長銀の申請が金融危機管理審査委員会になされた場合には、その審査委員会でその申請を容認するかどうかということに厳密に審査されるものと思っております。その際には恐らく、恐らくといいますが、この預金保険法上の、預金保険機構が国や地方公共団体などに対して資料を提出してもらおうという権限がございますので、恐らくその規定に基づきまして、私もこれに對して、検査の結果を出してもらいたい、こういうことを言っていただけるだろうというふうに拝察いたしております。

その際には、私どももいたしましては、金融危機管理審査委員会が御審議をなさるその審査にできるだけ寄与できるように、検査結果というものをその御提出をしたいと思いますというふうに考えているところでございます。

○濱田(健)委員 大蔵大臣、今の長官の御回答をいいますか、金融監督庁の調査結果も預金保険機構が請求をされるだろうというふうに今、まあ仮定の話ですけれども、言われました。そういうこととからいって、この長銀と住信の合併に向けて不良債権を償却するための財源とは言い切れないかもしれませんが、そういう方向を向いた公的資金の申請は、金融監督庁の検査結果が出なければ

しょうか。

○宮澤国務大臣 それは基本的には金融危機管理審査委員会の御決定をなされるべき事項であります。ただ、私がかれこれ申す立場にないと思ひます。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

併をされようとして苦心をされている条件が満たせなくなると私は思うのですが、長銀の残りの人生はどうなるんでしょうか。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

がありまことは論理的に当然だと考えます。ブリッジバンクの場合には破綻が前提でございますから、そうでない、早期是正措置の結果、非常に成績が悪い、それをどうするんだという問題はあるというふうに私も、おっしゃるよう思ひます。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

○濱田(健)委員 我が党は、破綻前の処理という、きょうも質疑でございますけれども、トータルして、国際的に、それで国内的にも、その銀行が破綻して大きな影響を及ぼす部分については、めちやくちやくに、破綻だけでオーケーという思いを持ってはおけません。

○宮澤国務大臣 それは、契約をしていらつしやいます二つの企業の間でどういうふうになされるかというふうにお決めになることだと思ひます。

で、あらゆる場をつくるという政府の積極的な姿勢が必要ではないのかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 先ほども申しましたような理由で、余り差し出がましいことを申してはならないという気がいたしますが、一般論といたしまして、今委員の言われたような問題は確かに残っている、いつかその問題を処理しなければならぬのであろうというところは私も考えます。

○濱田(健)委員 いつかというの、今のこういう緊急的な状況が落ちついて、じつくりと、オーパーバンク、国内の金融界の整理というものを目指さなければならぬ、そういう意味でございますか。

○宮澤国務大臣 ただいまいろいろ法案の取り扱いについて御検討中でございますので、それとの関連においてちよっと申し上げることは難しゅうございますが、そういう問題意識は私は持つておる、こういうふうにお聞きください。

○濱田(健)委員 長銀への公的資金の導入、そしてそれが吸収合併への道を模索するための資金の活用というふうな国民の皆さん方は信じて切つておられるところがございます。危機勘定十三兆円の、これはずっと主張してきたわけですが、あれをつくったときの精神というものを絶対に忘れてはならないと私は思っております、今出されている政府案、野党案、どのように議論をしていくべきか、非常に重要な面では重大な問題を含んでいるというふうにお聞きください。

○宮澤国務大臣 以上で終わります。

○相沢委員 これにて濱田君の質疑は終了いたしました。

○濱田委員 無所属の会の笹木竜三です。質問を始めます。

○濱田(健)委員 我が党が破綻前処理も重視しておりますのは、やはり金融不安を抑えつつ日本の金融機関の再編成を促すというところを、これはどの政党内でもそうだと思うのですが、視野に入れているからでございます。現在の金融不安は、日本版ビッグバン、四月からスタートいたしました。これが、これと重なって拍車がかかった側面もあると思ひます。

○宮澤大臣が、ビッグバンではオーパーバンクが競争で解消されると御発言をされました。そのうちであるなら、それにふさわしいシステムを、今始まっております野党協議等の中でも、これはちよっと法案に対しての協議会ですからふさわしくないかもしれないけれども、あらゆる機会

○濱田(健)委員 我が党が破綻前処理も重視しておりますのは、やはり金融不安を抑えつつ日本の金融機関の再編成を促すというところを、これはどの政党内でもそうだと思うのですが、視野に入れているからでございます。現在の金融不安は、日本版ビッグバン、四月からスタートいたしました。これが、これと重なって拍車がかかった側面もあると思ひます。

○宮澤大臣が、ビッグバンではオーパーバンクが競争で解消されると御発言をされました。そのうちであるなら、それにふさわしいシステムを、今始まっております野党協議等の中でも、これはちよっと法案に対しての協議会ですからふさわしくないかもしれないけれども、あらゆる機会

○濱田(健)委員 我が党が破綻前処理も重視しておりますのは、やはり金融不安を抑えつつ日本の金融機関の再編成を促すというところを、これはどの政党内でもそうだと思うのですが、視野に入れているからでございます。現在の金融不安は、日本版ビッグバン、四月からスタートいたしました。これが、これと重なって拍車がかかった側面もあると思ひます。

○宮澤大臣が、ビッグバンではオーパーバンクが競争で解消されると御発言をされました。そのうちであるなら、それにふさわしいシステムを、今始まっております野党協議等の中でも、これはちよっと法案に対しての協議会ですからふさわしくないかもしれないけれども、あらゆる機会

○濱田(健)委員 我が党が破綻前処理も重視しておりますのは、やはり金融不安を抑えつつ日本の金融機関の再編成を促すというところを、これはどの政党内でもそうだと思うのですが、視野に入れているからでございます。現在の金融不安は、日本版ビッグバン、四月からスタートいたしました。これが、これと重なって拍車がかかった側面もあると思ひます。

○宮澤大臣が、ビッグバンではオーパーバンクが競争で解消されると御発言をされました。そのうちであるなら、それにふさわしいシステムを、今始まっております野党協議等の中でも、これはちよっと法案に対しての協議会ですからふさわしくないかもしれないけれども、あらゆる機会

○濱田(健)委員 大蔵大臣、そのときに、今の合

○濱田(健)委員 我が党が破綻前処理も重視しておりますのは、やはり金融不安を抑えつつ日本の金融機関の再編成を促すというところを、これはどの政党内でもそうだと思うのですが、視野に入れているからでございます。現在の金融不安は、日本版ビッグバン、四月からスタートいたしました。これが、これと重なって拍車がかかった側面もあると思ひます。

○濱田(健)委員 我が党が破綻前処理も重視しておりますのは、やはり金融不安を抑えつつ日本の金融機関の再編成を促すというところを、これはどの政党内でもそうだと思うのですが、視野に入れているからでございます。現在の金融不安は、日本版ビッグバン、四月からスタートいたしました。これが、これと重なって拍車がかかった側面もあると思ひます。

○濱田(健)委員 我が党が破綻前処理も重視しておりますのは、やはり金融不安を抑えつつ日本の金融機関の再編成を促すというところを、これはどの政党内でもそうだと思うのですが、視野に入れているからでございます。現在の金融不安は、日本版ビッグバン、四月からスタートいたしました。これが、これと重なって拍車がかかった側面もあると思ひます。

これまでも何回か検査体制についてお伺いをしたわけですが、きょうも主にそのことについてお伺いしたいと思います。

最初に、この前私が質問をした折にですけれども、アメリカでの検査体制と日本の検査体制の違いとかそういったお話をしまして、向こうの場合には、問題があった機関には一年間常駐というところもあった。二、三カ月常駐して勝手にファイルを見回ったりしている、そういうような検査体制でやっていると。それに対して日本は余りにもお粗末だ、検査日もわかっていて資料も事前に移している、聞き取りで一件当たり二分とか三分でやっていると、そんな話をしました。

この充実ということに向けて、二、三カ月間常駐してしっかりと不良債権の全体像とか債務の状況を把握する、これをしっかりとやらねえと、場当たり、後追いの対応が一向に変わっていかないんじゃないか、そう思うわけですが、前回こちらでそういった話をした折に、金融監督庁の方から、常駐を許す根拠、法制的に若干制約があった。難しい、そういう答弁がありました。具体的にどういう制約があるかをお伺いしたいと思っております。

○日野政府委員 お答えいたします。確かに、常駐してはいけないという法律はございません。

ただ、実際問題といたしまして、常駐してはいけないという法律がないからそれじゃ常駐すべきだということになるかといえますと、やはり実際問題といたしましては、公務員がそういった金融機関にいつもいるということは、金融機関の営業の妨げにならないかどうか、それから、特定の金融機関との間で、何かやはり、金融監督庁の検査官との間に何か癒着があるのではないかと、そういうような、外見上、実際はそういうことがなくとも、そういうふうに見えるのではないかと、それから、少ない人員なものですから、今でもとにかく人が少ないのに、各金融機関に張りつけるだけの果たして人的な余裕があるかどうか、これは

実際問題なんですけれども、そういったさまざまな理由からなかなか常駐というのは難しいかなというふうに考えます。

しかし、検査はより一層充実しなければならぬというところは十分に認識しておりますので、この金融検査の充実強化にはこれからも努めてまいりたいと考えております。

○笹木委員 お話を伺っていますと、前回は、法令上の制約があるから無理だろうというお話だったわけですが、確認をしたいと思います。このことですね、確認をしたいわけですが、法律にはございませぬけれども、検査官が金融機関に立入検査をする場合には、銀行法の二十五条に基づきまして、目的が書いてある、必要性といいますが、これは業務の健全かつ適切な運営を確保する必要があり、後述の権限が付与されているということになりますので、これは決して常駐を禁止してはおりませぬけれども、常駐を想定はしてはいないということをお聞き上げたいと思っております。

○笹木委員 何か余りよくわからないので、けれども、業務の妨げになるとか、さっきいろいろお話しになったようなこと、確かに、監督庁と日銀、さらに大蔵とのやりとり、いろいろあって、これを一元化していくとかいろいろな対応が今後必要になるかもしれませぬけれども、常駐をやるべきじゃないという理由とはとてもさっきのお答えからは理解することができないわけですから、大臣に確認をしたいわけですが、

検査体制の不備が何回もこの委員会でも言われ、先ほど他の委員もそういった質問をされました。非常に問題がある、今回の場合はそうだとおもうので、問題があるような場合には常駐も含めてしっかりと検査体制を変えていくんだ、必要があると思われたいと思いますが、御意見を伺いたいと思っております。

○宮澤國務大臣 従来、護送船団のような行政をやっておりますときは、後の検査というのはそれほど

れほど必要でなかったという考えもあるかもしれませんが、もうこれからは、基本的には競争で自由であるということになりますと、今度は消費者のための検査というものが非常に大事なことになると思います。それは、もう今までも質的に変わった重要性を帯びることになると思っております。この陣営を強化するということは、いかなる意味でも必要でございますし、また、そのための定員、予算の要求を金融監督庁から受けております。

私はこれは大事にしなきゃならないと考えておりますが、ただ、この常駐というところが、きつと一番監督庁が考えになるのは、我が国の今までの社会の習俗の中で余りそういうことがございせんから、それとの関連でどういふことになるのだからかというところをお考えかなと思っております。私は、その点素人でございますので自分の意見を申し上げることができませんが、監督庁の陣容を増強することについては大変大事なことと思っております。

○笹木委員 先ほど、他の委員もこのことを話されていたわけですが、金融監督庁の検査が終わった後で、長銀の債権とか資産の内容について別に住友信託は検査をする、調査をすると言っています。これは、例えば弁護士とか会計士とか監査法人、世界のビッグシックスと言われる監査法人ですか、アサーアンダーソン、そういうところも動員してやると聞いております。要は、やはり監督庁の検査が非常にお粗末だと見られているんじゃないでしょうか。今とどうなっているいろいろな対策というのは、今までなかったような対策をとろうとしているわけですから、ぜひ常駐も含めてしっかりとやっていただきたい、そう思います。

それと、今、長銀への検査、これはどういふようなメンバーで何人やっておられるのか、これも確認をしたいと思っております。

○五味政府委員 長銀には七月十三日から入りま

したけれども、最初十二名で入りまして、その後三名の検査官を追加いたしました。

メンバーは、金融監督庁本庁の金融証券検査官とそれから財務局の金融証券検査官、これの混成チームという形でございます。

○笹木委員 第一勧業銀行への検査が、あるいは富士銀行に対する検査も十七名入っていると聞いています。これだけ今問題になっている長銀に対する検査が十五名で、しかも民間の方は一名もないと聞いております。

いろいろ外資系の方にお話を聞いても、銀行員の〇日であるとか、そういった方を投入してやる検査がやはり効果的だったと言うわけですが、もうそういった民間の方も含めた検査、これをぜひやる必要があると思うわけですが、監督庁がなかなかしつかりやらないので、さっき言ったように、住友信託は別にやると言っています。

長銀の不良債権の実態が、例えば割引金融債、無記名の金融債を使ったりかなり粉飾されているんじゃないか、そういった可能性が高いんじゃないか、そんなこともよく言われております。こういったことも含めて、この住友信託による調査の結果、かなり金融監督庁とは違ったものになる可能性が高いと今言われているわけですが、その検査の結果、今政府が進めようとしているような合併、これが不可能になる可能性も十分あると思っております。

そういった可能性について大蔵大臣はどういふふうに考えておられるのか、御意見を伺いたいと思っております。

○日野政府委員 お答えいたします。私どもが行っております検査といえますのは、あくまでもゴイングコンサーンを前提とした検査でございます。三月期の決算、それから自己査定をチェックしているということでございます。

一方、今御指摘のありました、アンダーソンですか、会計事務所が行うデューデリジェンスによる検査といえますのは違った結果になるのではないかという御指摘がございましたが、私どもは決

してそれを否定するものではございません。

と申しますのは、やはり合併のための検査ということになりまして、私どもが行っているゴーイングコンサーンの検査とは違った視点からといいますか、どちらかといいますと、例えば商品を売り買いするような感じで、つまり買う方の立場に立って、時価を中心とした評価ということになろうかと思ひます。

要するに、同じものでも、私どもが見る視点と違いますか評価と、それから住友信託と契約によって検査を行う、アンダーセンが行う検査とはやはり視点が違いますので、当然その結果が違ってくることもあり得べし、むしろあるいはかなり違う可能性はあるかと思ひます。

ただ、違つたからといって、それはあくまでも住友信託銀行も合併の前提としてこれをやるよと言つておられますので、違つたからといって、決して合併が御破算になるといったようなものではないと思ひます。

○笹木委員 もう時間が来たので大臣に御確認したいのですけれども、住友信託の方から、いや進めようとしているような形では御免こうむりたいと言ふ可能性が十分あると思ふのですけれども、その点についてはいかがですか。

○宮澤國務大臣 全く仮定のことでございますのでお返事のしようがございませんが、恐らくその場合には、両当事者によつて合併契約を再検討するということになるのであろうかと想像いたします。

○笹木委員 もう時間が来ましたので、質問を終わります。

○相沢委員長 これにて笹木君の質疑は終了いたしました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十一分散会

平成十年九月十八日印刷

平成十年九月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C